

給付金・保険金のご請求等について

携帯電話からもかけられます。

連絡先

グループ保険 3大疾病保険 積立式年金プラン

保険種類：グループ保険・3大疾病保険・積立式年金プラン
引受保険会社：日本生命保険相互会社

TEL **0120-775-229**

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00

（祝日・12/31～1/3を除く。）

※保険金請求方法に関しては、各所属道路厚生会窓口（サービスデスク）へご確認ください。
※ご家族からいただく照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただきます。

終身医療保険

保険種類：終身医療保険 セルフガードⅡ（入院保障保険〈終身型 09〉）
引受保険会社：アクサ生命保険株式会社
カスタマーサービスセンター

TEL **0120-813-308**

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～18：00／土曜日 9：00～17：00

（日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）

定期医療保険

保険種類：定期医療保険

引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

TEL **0120-258-189**（24時間365日受付）

がん保険

保険種類：道路厚生会がん保険（団体総合生活保険）

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

TEL **0120-720-110**（事故受付センター東京海上日動安心110番）（24時間365日受付）

傷害保険

保険種類：傷害総合保険・交通傷害保険・ゴルファー保険

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

TEL **0120-727-110**（24時間365日受付）

給料サポート保険

保険種類：団体長期障害所得補償保険

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

TEL **0120-985-024**（24時間365日受付）

自動車保険

保険種類：自動車保険

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

TEL **0120-256-110**（24時間365日受付）

火災保険

保険種類：火災保険

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

TEL **0120-727-110**（24時間365日受付）

代理店

損害保険（傷害・ゴルファー・道路厚生会がん・定期医療・自動車・火災の各保険）
及びアクサ生命医療保険

株式会社NEXCO保険サービス

TEL **03-5210-5571**（自動車保険）

TEL **03-5210-5573**（自動車保険以外の種目）

受付時間：平日9：00～17：30

道路厚生会会員のみなさまへ

令和7年度 保険ガイド



申込締切日

令和7年4月18日(金)

申込書提出先

各所属道路厚生会窓口

（本部事務局・サービスデスク）

（※）保険期間：令和5年8月1日～令和6年7月31日

配当還元率とは、年間払込保険料に対する配当金の割合です。

上記は令和6年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

グループ保険

3大疾病保険

終身医療保険

効力発生日：令和7年8月1日

積立式年金プラン

加入（増額）日：令和7年8月1日

加入日が責任開始日です。

定期医療保険／親介護保険

がん保険

傷害保険

給料サポート保険

保険期間：令和7年6月16日午後4時から1年間

その他

随時加入を受付けている保険

令和7年度 ご加入のおすすめ

インターネットでのお手続きになります。

グループ保険

死亡された場合、または所定の高度障がい状態になられた場合の保障

令和6年度^(※)
配当還元率
約28%

3大疾病保険

3大疾病[がん・急性心筋梗塞・脳卒中]と死亡に備える保障

積立式年金プラン

財産形成や老後の生活資金確保

医療保険
入院したとき
手術を受けたとき

終身医療保険

セルフガードⅡ
（入院保障保険〈終身型 09〉）

定期医療保険

団体割引
20%

親介護保険

親が所定の要介護状態になったとき

がん保険

がんと診断された場合、一時金、入院、通院を補償

団体割引
20%

傷害保険

ケガをしたときモノを破損したとき

団体割引
20%

給料サポート保険

病気やケガで働けなくなり所得が減少したとき

団体割引
20%

グループ保険

3大疾病保険

積立式年金プラン

終身医療保険

定期医療保険

親介護保険

がん保険

傷害保険

給料サポート保険

その他

道路厚生会では、
会員のみなさまとご家族の
様々なニーズにお応えするために、

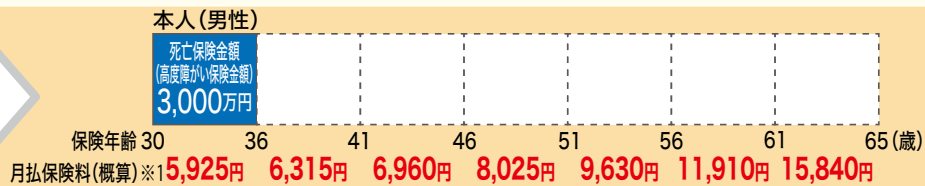
9種類 の各種保険をラインアップ！

● 代理店 (株)NEXCO保険サービス ●

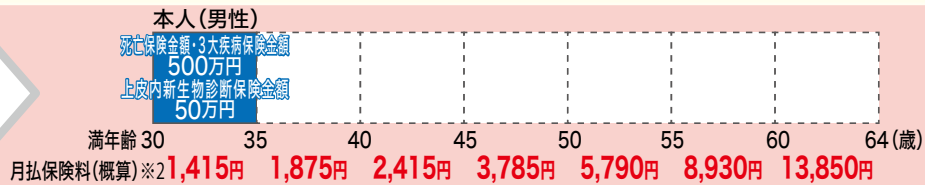
終身医療保険：アクサ生命保険株式会社
定期医療保険：三井住友海上火災保険(株)
道路厚生会がん保険：東京海上日動火災保険(株)
傷害総合保険・交通傷害保険・ゴルフアー保険：損害保険ジャパン(株)
団体長期障害所得補償保険：あいおいニッセイ同和損害保険(株)
自動車保険・火災保険：損害保険ジャパン(株)

保険料イメージ

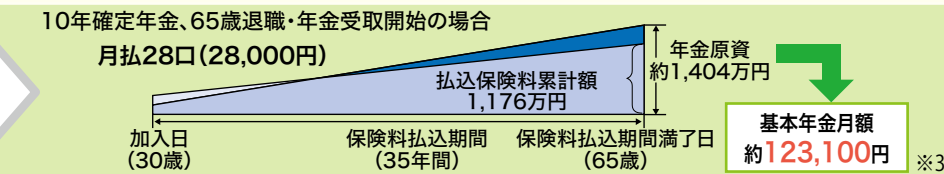
死亡・高度障がい の保障



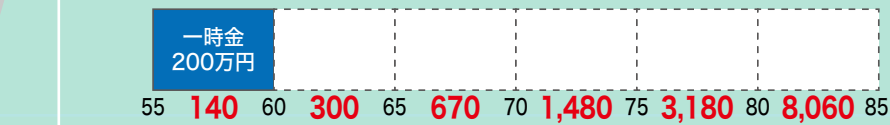
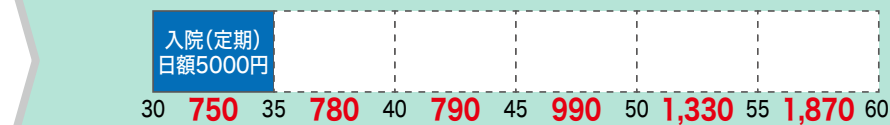
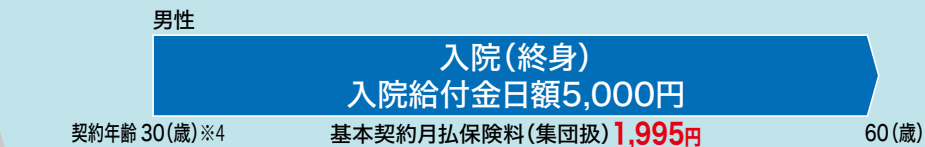
3大疾病[がん・急性 心筋梗塞・脳卒中] と死亡の保障



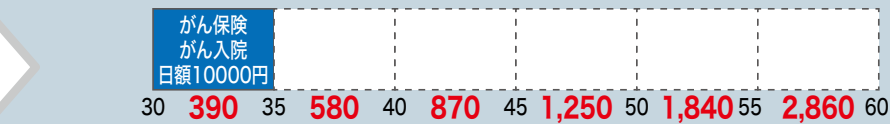
老後の保障



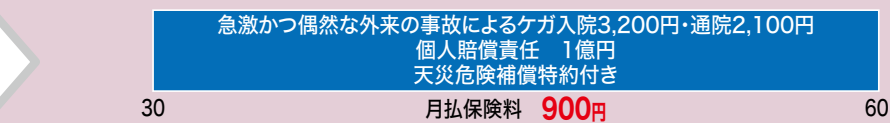
入院 の補償(保障)



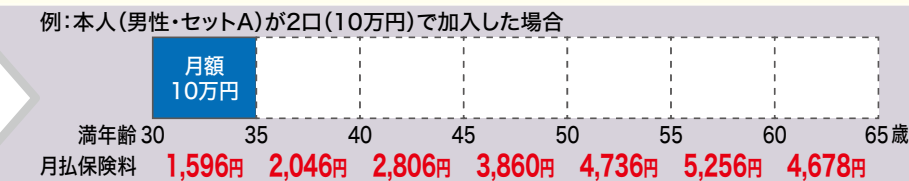
がん入院 の補償



日常生活 の補償



就業障害 の補償



その他



随時加入を受付けている保険

グループ保険

団体保険としての割引が適用された
加入しやすい保険料で、死亡・病気やケガによる
所定の高度障がい状態を保障します。

P5～

インターネットでのお手続きになります。 P27

3大疾病保険

3大疾病[がん・急性心筋梗塞・脳卒中]に備える一時金・
死亡を保障します。

P11～

インターネットでのお手続きになります。 P27

積立式年金プラン

ゆとりある第二の人生のために・・・
在職中の着実な積立により、
安定した年金をお受取りになれます。

P19～

インターネットでのお手続きになります。 P27

終身医療保険

セルフガードⅡ
(入院保障保険(終身型 09))

病気やケガによる入院・手術を一生涯保障。
病気も日帰り入院から保障します。

P29～

インターネットでのお手続きになります。 P35

定期医療保険

病気による入院・手術時に補償。
(先進医療費用保険金はケガも対象となります。)

P37～

インターネットでのお手続きになります。 P53～57

親介護保険

※定期医療保険にご加入の方が加入出来ます。

親が所定の要介護状態になったときに
補償します。

P39～

インターネットでのお手続きになります。 P53～57

がん保険

がんと診断確定された場合、
一時金、入院、通院を補償します。

P41～

インターネットでのお手続きになります。 P53～57

傷害保険

ケガ、自分や他人の物の破損、
他人をケガさせてしまった時の補償。

P45～

インターネットでのお手続きになります。 P53～57

給料サポート保険

病気やケガで働けなくなったときの所得喪失をカバーします。
最長65歳までの長期にわたってサポートします。
(正式名称：団体長期障害所得補償保険)

P49～

インターネットでのお手続きになります。 P53～57

自動車保険 火災保険

自動車運転中の事故、自動車に搭乗中の方のおケガ、お車の損害を補償。
火災をはじめとする様々な災害による建物、家財の損害を補償。

P59

※1 年齢は、保険年齢で記載しております。保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和7年8月1日)から適用します。また、保険料は年齢・性別により異なります。詳細は12ページの載の金額については、20ページの給付額試算表の条件をご確認ください。 ※4 契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

た、保険料は年齢・性別により異なります。詳細は6ページの「保障額と保険料」をご確認ください。 ※2 年齢は、満年齢で記載しております。保険料は概算保険「保障額と保険料」をご確認ください。 ※3 実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

モデルプラン

組合せの一例です

単品でも申込みいただけます。

保険

グループ保険*1

死亡・高度障がい
の保障

〈本人〉保険年齢:22歳 男性
死亡保険金額
(高度障がい保険金額)
600万円
月払保険料
(概算)
1,185円

〈本人〉保険年齢:37歳 男性
死亡保険金額
(高度障がい保険金額)
3,000万円
月払保険料
(概算)
6,315円

〈配偶者〉保険年齢:34歳 女性
死亡保険金額
(高度障がい保険金額)
600万円
月払保険料
(概算)
1,083円

〈本人〉保険年齢:53歳 男性
死亡保険金額
(高度障がい保険金額)
2,000万円
月払保険料
(概算)
6,420円

〈配偶者〉保険年齢:50歳 女性
死亡保険金額
(高度障がい保険金額)
600万円
月払保険料
(概算)
1,431円

3大疾病保険*2

3大疾病[がん・
急性心筋梗塞・脳卒中]と
死亡に備える保障

〈本人〉満年齢:22歳 男性
死亡保険金額・
3大疾病保険金額
100万円
上皮内新生物
診断保険金額
10万円
月払保険料
(概算)
230円

〈本人〉満年齢:37歳 男性
死亡保険金額・
3大疾病保険金額
300万円
上皮内新生物
診断保険金額
30万円
月払保険料
(概算)
1,125円

〈配偶者〉満年齢:34歳 女性
死亡保険金額・
3大疾病保険金額
200万円
上皮内新生物
診断保険金額
20万円
月払保険料
(概算)
658円

〈本人〉満年齢:53歳 男性
死亡保険金額・
3大疾病保険金額
200万円
上皮内新生物
診断保険金額
20万円
月払保険料
(概算)
2,316円

〈配偶者〉満年齢:50歳 女性
死亡保険金額・
3大疾病保険金額
100万円
上皮内新生物
診断保険金額
10万円
月払保険料
(概算)
1,123円

医療保険

入院の保障

終身医療保険 セルフガードⅡ(入院保障保険(終身型 09))
〈本人〉契約年齢:22歳 男性
基本契約
(入院給付金日額)
5,000円
月払保険料
(集团扱)
1,640円

定期医療保険
〈本人〉契約年齢:22歳 男性
基本契約
(入院給付金日額)
5,000円
月払保険料
410円

終身医療保険 セルフガードⅡ(入院保障保険(終身型 09))
〈本人〉契約年齢:37歳 男性
基本契約
(入院給付金日額)
5,000円
+先進医療給付特約(12)
月払保険料
(集团扱)
2,520円

〈配偶者〉契約年齢:34歳 女性
基本契約
(入院給付金日額)
5,000円
+先進医療給付特約(12)
月払保険料
(集团扱)
2,205円

定期医療保険
〈本人〉契約年齢:37歳 男性
基本契約
(入院給付金日額)
5,000円
月払保険料
780円

〈配偶者〉契約年齢:34歳 女性
基本契約
(入院給付金日額)
5,000円
月払保険料
750円

終身医療保険 セルフガードⅡ(入院保障保険(終身型 09))
〈本人〉契約年齢:53歳 男性
基本契約
(入院給付金日額)
5,000円
+先進医療給付特約(12)
月払保険料
(集团扱)
4,005円

〈配偶者〉契約年齢:50歳 女性
基本契約
(入院給付金日額)
5,000円
+先進医療給付特約(12)
月払保険料
(集团扱)
3,275円

定期医療保険
〈本人〉契約年齢:53歳 男性
基本契約
(入院給付金日額)
5,000円
月払保険料
1,330円

〈配偶者〉契約年齢:50歳 女性
基本契約
(入院給付金日額)
5,000円
月払保険料
1,330円

*医療保険の保険料は、年齢・性別によって異なります。

傷害保険

団体傷害保険 等
日常生活の補償

個人向けコース

タイプ **B2型**
月払保険料 **1,110円**

家族向けコース

タイプ **A1型**
月払保険料 **1,970円**

家族向けコース

タイプ **A2型**
月払保険料 **2,950円**

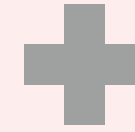
給料サポート保険

就業障害の補償

〈本人〉満年齢:22歳 男性(セットA)
口数 **2口**
(月額10万円)
月払保険料 **1,152円**

〈本人〉満年齢:37歳 男性(セットA)
口数 **6口**
(月額30万円)
月払保険料 **6,138円**

〈本人〉満年齢:53歳 男性(セットA)
口数 **4口**
(月額20万円)
月払保険料 **9,472円**



積立

積立式年金 プラン

老後の保障

Aコース(税制適格型)
月払保険料(5口)
5,000円

Aコース(税制適格型)
月払保険料(10口)
10,000円

Bコース(自由積立型)
月払保険料(10口)
10,000円

保険と積立で 合計

月払保険料(概算)
合計10,317円

月払保険料(概算)
合計9,087円

月払保険料(概算)
合計34,474円

月払保険料(概算)
合計29,649円

月払保険料(概算)
合計40,992円

月払保険料(概算)
合計36,372円

*1 年齢は、保険年齢で記載しております。保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和7年8月1日)から適用します。
また、保険料は年齢・性別により異なります。詳細は6ページの「保障額と保険料」をご確認ください。

*2 年齢は、満年齢で記載しております。保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和7年8月1日)から適用します。
また、保険料は年齢・性別により異なります。詳細は12ページの「保障額と保険料」をご確認ください。

※上記は組合せの一例です。

グループ保険
ご案内ムービー



スマートフォン等
で読み、アクセ
スしてください。
(通信料がかかり
ます)



あなたが万一の時に遺された家族の生活を守ります。
こんな時に支払われます！

●死亡された場合……………死亡保険金

または
●病気やケガにより所定の
高度障がい状態になられた場合……………高度障がい保険金

意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

◆死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

☐ 保障内容はニーズに合致していますか。

☐ ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

別冊の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。
また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要なとなる被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。
なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用Webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



●お申し込み手続き

- 新規に加入される方は、原則、専用Webサイトにてお手続きください。
- 保障額等の変更（脱退を含みます。）がある方は、原則、専用Webサイトにてお手続きください。内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、お手続きは不要です。
- 今回の4月募集（8月1日更新日）は専用Webサイトにてお申込みください。11月追加募集（2月1日追加加入日）は「申込書兼告知書」にてお申込みください。
- 脱退される方は今回の募集期間内は専用Webサイトにてお手続きください。募集期間以降は、各所属道路厚生会窓口（サービスデスク）へお申し出ください。

●主な特徴

- 団体保険としての割引が適用された保険料です。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申し込み手続きです。
※告知に関しては、「特に重要なお知らせ」の「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みができます。
- 所定の条件のもと手続きいただいた場合、退職後も継続して加入いただくことができます。
※詳細は8ページの「退職後のお取り扱いについて」をご確認ください。

●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます

配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。

令和6年度配当実績例

例えば、
30歳（本人男性）が死亡保険金額（高度障がい保険金額）
1,000万円（月払保険料1,825円）にご加入の場合、

年間払込保険料（※1）21,900円 に対し
配当金を 6,180円 お受取りされたので、
年間実質負担額は 15,720円 だったということですね！

【配当金の計算方法】
年間払込保険料21,900円（1,825円×12カ月）× 約28%（※2）⇒ 6,180円（小数点以下切捨て）

保険期間：令和5年8月1日～令和6年7月31日

（※1）年齢・性別により保険料は異なります。上記は令和5年度の確定保険料です。ただし、保険料は毎年の更新日に再計算し適用します。

（※2）配当還元率とは、年間払込保険料に対する配当金の割合です。上記は令和6年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

令和6年度 配当還元率（※2）
約28%



Webのお手続きにつきましてはP27をご覧ください。

効力発生日……………令和7年8月1日
保険期間……………保険期間は効力発生日～令和8年7月31日までです。
以降は毎年8月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
給与控除開始……………7月給与から

●保障額と保険料（年齢群団別男女別 月払保険料（概算））

（保険料の単位：円）

死亡 保険金額 (高度障がい 保険金額)		対象	本 人											
			配偶者											
			300万円	600万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	5,000万円	6,000万円	
保険年齢	性別													
15歳～35歳 (H 2.2.2生) (H23.2.1生)	男性	592	1,185	1,975	2,962	3,950	4,937	5,925	6,912	7,900	9,875	11,850		
	女性	541	1,083	1,805	2,707	3,610	4,512	5,415	6,317	7,220	9,025	10,830		
36歳～40歳 (S60.2.2生) (H 2.2.1生)	男性	631	1,263	2,105	3,157	4,210	5,262	6,315	7,367	8,420	10,525	12,630		
	女性	603	1,206	2,010	3,015	4,020	5,025	6,030	7,035	8,040	10,050	12,060		
41歳～45歳 (S55.2.2生) (S60.2.1生)	男性	696	1,392	2,320	3,480	4,640	5,800	6,960	8,120	9,280	11,600	13,920		
	女性	637	1,275	2,125	3,187	4,250	5,312	6,375	7,437	8,500	10,625	12,750		
46歳～50歳 (S50.2.2生) (S55.2.1生)	男性	802	1,605	2,675	4,012	5,350	6,687	8,025	9,362	10,700	13,375	16,050		
	女性	715	1,431	2,385	3,577	4,770	5,962	7,155	8,347	9,540	11,925	14,310		
51歳～55歳 (S45.2.2生) (S50.2.1生)	男性	963	1,926	3,210	4,815	6,420	8,025	9,630	11,235	12,840	16,050	19,260		
	女性	808	1,617	2,695	4,042	5,390	6,737	8,085	9,432	10,780	13,475	16,170		
56歳～60歳 (S40.2.2生) (S45.2.1生)	男性	1,191	2,382	3,970	5,955	7,940	9,925	11,910	13,895	15,880	19,850	23,820		
	女性	904	1,809	3,015	4,522	6,030	7,537	9,045	10,552	12,060	15,075	18,090		
61歳～65歳 (S35.2.2生) (S40.2.1生)	男性	1,584	3,168	5,280	7,920	10,560	13,200	15,840	18,480	21,120	26,400	31,680		
	女性	1,053	2,106	3,510	5,265	7,020	8,775	10,530	12,285	14,040	17,550	21,060		
66歳～70歳 (S30.2.2生) (S35.2.1生)	男性	2,131	4,263	7,105	10,657	14,210	17,762	21,315	24,867	28,420	35,525	42,630		
	女性	1,263	2,526	4,210	6,315	8,420	10,525	12,630	14,735	16,840	21,050	25,260		

こども 保険年齢 3歳～22歳 (H15.2.2生～R5.2.1生)	死亡保険金額 (高度障がい保険金額) 300万円
	月払保険料（確定） 一律210円（1人あたり）

- 当制度は、1つの契約で「平均保険料率」と「年齢群団別保険料率」を併用した制度です。
- 当パンフレット（グループ保険部分）における年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
（例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。）
- 《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日（今回は令和7年8月1日）から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。《こども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。
記載の保険料は、確定保険料を含め、令和6年12月4日（計算基準日）現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 保険料は毎月の給与から控除します。（第1回目は7月給与から）

●加入資格

以下の加入資格の他、専用Webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。

以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本 人》一般財団法人 道路厚生会会員の方で年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。
《配偶者》一般財団法人 道路厚生会会員の配偶者の方で年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。
《こども》一般財団法人 道路厚生会会員の扶養するこども（※）で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
（※）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

〈ご注意〉

- (1) ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2) 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
- (3) 配偶者・こどものみで加入することはできません。
- (4) 配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (5) 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
- (6) 本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、継続加入いただくことができます。詳細は8ページの「退職後のお取り扱いについて」をご確認ください。

●配当金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

●この保険契約から脱退いただく場合

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日

●受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する被保険者の遺族です。（条文の概略）（詳細は条文をご確認ください。）
 - 第1順位：配偶者（婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）
 - 第2順位：同一生計の子
 - 第3順位：同一生計の養父母
 - 第4順位：同一生計の実父母
 - 第5順位：同一生計の孫
 - 第6順位：同一生計の祖父母
 - 第7順位：同一生計でない子
 - 第8順位：同一生計でない父母（養父母・実父母は同順位）
 - 第9順位：同

●税務上のお取扱い

＜保険料＞
主契約および子ども特約の実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、一般生命保険料控除の対象です。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。（<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>）
※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当グループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当グループ保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。
＜保険金＞
●死亡保険金
《本人》相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対

●保険金の年金受取り

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。
※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。
※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合	年金受取開始日後の配当金のお受取方法について	年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで（据置期間）の配当金のお支払方法について
種類	受取期間							
確定年金	5年	通増型（年5%の単利）	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り（6カ月ごと） ③年4回受取り（3カ月ごと）	以下のいずれかを選択 〔2月1日 5月1日 8月1日 11月1日〕	一時金が必要なときは年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下の方法となります。	所定の利率（＊）による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。
	10年							
保証期間付終身年金	終身（保証期間15年）	同上	同上	同上	同上（ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。）	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	○利息をつけて積立てる方法	（＊）利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。（一時金でのお受取りとなります。）
※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
※保証期間付終身年金は、第1回年金受取り時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金します。（例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金します。）
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は各所属道路厚生会窓口（サービスデスク）までお問合せください。

- 一生計でない孫 第10順位：同一生計でない祖父母 第11順位：同一生計の兄弟姉妹 第12順位：同一生計でない兄弟姉妹
- ※同順位の者が2人以上いる場合は、人数によって等分します。
- ※第7順位以下については、遺言または使用者に対する予告があった場合は取扱いが異なる場合があります。
- 配偶者・子どもの死亡保険金受取人は会員本人です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身（ご加入者）です。子どもの高度障がい保険金受取人は会員本人です。

して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
《配偶者・子ども》会員本人が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

- 高度障がい保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。
 - ＜年金＞
 - 年金・・・（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
- 課税対象額＝（年金年額＋年金開始後配当金）－必要経費※

※必要経費＝ $\frac{\text{年金年額}}{\text{（除配当金）}} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$

税務の取扱い等について、令和6年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

●制度運営および引受保険会社

- 当制度は一般財団法人 道路厚生会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した子ども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
 - この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（令和6年9月4日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- | | | |
|---------------------------|------------------|------------------|
| （引受保険会社） | 富国生命保険相互会社（16%） | 太陽生命保険株式会社（5%） |
| 日本生命保険相互会社（70.5%）（事務幹事会社） | 第一生命保険株式会社（2.5%） | 明治安田生命保険相互会社（2%） |
| 住友生命保険相互会社（4%） | | |

●退職後のお取扱いについて

- （退職後に関する事項）
1. 退職時から次期更新日前日（退職直後に迎える7月31日、7月31日退職の場合は退職日）までの継続の取扱い
 - ・退職時に残余期間分の保険料を一括納付いただくことにより、在職時と同じ保険金額で退職直後に迎える7月31日まで保障が継続します。（本人・配偶者・子ども。）また1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。（残余期間を継続された方。）
 2. 次期更新日（8月1日）以降の継続加入
 - ・上記「1」により残余期間を継続された方は、退職時のグループ保険加入保険金額の1/2以下、かつ本人は300万円、500万円、1,000万円、配偶者は300万円、500万円のいずれかの金額に減額することにより、次期更新日以降更新日現在で年齢70歳6カ月まで継続加入できます。ただし、退職時の死亡保険金額（高度障がい保険金額）が300万円の場合は300万円とします。こどもは、更新日前日付で脱退となります。保険金額減額の手続きは、退職時期により以下のとおり異なります。
 - （1）当年8月から来年4月までに退職される方
ご加入者から提出される「申込書兼告知書」に基づき行います。「申込書兼告知書」は、退職時に提出いただく「退職後継続加入申出書」に基づき4月頃送付いたします。
 - （2）来年5月から7月の間に退職される方
退職判明時に各所属道路厚生会窓口（サービスデスク）からお渡しする「退職後継続加入申出書」にて、退職前に手続きを行います。なお、保険金額の減額は、ご加入者から提出される「退職後継続加入申出書」に基づき行いますが、「退職後継続加入申出書」のご提出がない場合は退職時加入保険金額の1/2以下の金額でかつ最も近い下位ランク、本人は300万円、500万円、1,000万円、配偶者は300万円、500万円へ減額となります。
- ・保険金額については、増額はできません。減額は、更新日にかぎりお取扱いします。
 - また、配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保険金額でお申込みください。
 - ・保険料は年一括払で、概算保険料年額は以下のとおりです。（年齢は保険年齢です。）

【本人・配偶者（年齢群団別男女別 年一括払保険料（概算））】					(保険料の単位:円)	
対 象			配 偶 者			本 人
死亡保険金額（高度障がい保険金額）			300万円	500万円	1,000万円	
保 険 年 齢		性 別				
年 年 一 一 括 括 払 払 保 保 険 険 料 料 （ 概 概 算 ）	51歳～55歳 (S45.2.2生～S50.2.1生)	男性	11,943	19,905	39,810	
		女性	8,346	13,910	27,820	
	56歳～60歳 (S40.2.2生～S45.2.1生)	男性	17,250	28,750	57,500	
		女性	10,581	17,635	35,270	
	61歳～65歳 (S35.2.2生～S40.2.1生)	男性	26,400	44,000	88,000	
		女性	14,037	23,395	46,790	
	66歳～70歳 (S30.2.2生～S35.2.1生)	男性	39,144	65,240	130,480	
		女性	18,927	31,545	63,090	

- 当パンフレット（グループ保険部分）における年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
 - ※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。（例：50歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は51歳となります。）
- 上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日（今回は令和7年8月1日）から適用します。保険料は、毎年更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 保険年齢50歳以下の年一括払保険料（概算）はニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。

- ＜お取扱い詳細＞
- ・退職日にかかわらず退職後継続制度への移行は年1回8月1日となりますので、退職の際7月31日までの残余期間継続が必要です。
 - ・退職後の保険料は年一括払とし、毎年7月にご加入者指定の預金口座から振替えます。ただし、5月・6月・7月退職者については退職月から翌保険年度分の保険料を退職時に一括納付いただき、翌々保険年度から口座振替となります。
 - ・配当金は保険料振替口座へお振込みします。
- ※退職後のお取扱いに関する詳細については、一般財団法人 道路厚生会までご照会ください。

●保険金のお支払事由

- 死亡保険金
引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
- 高度障がい保険金
引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(※1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(※2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。
なお、上記によって高度障がい保険金支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。
(※1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
(※2)対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの

2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの

4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの

5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

●保険金をお支払いしない場合等(詳細)

- 【主契約】
 - 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(※1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。(※2)
 - (※1)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
 - (※2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。
- 【高度障がい保険金】
 - 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(※1)時以後に生じた場合にかぎります。
(原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)
したがって、原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。
- 【すべての保険金】
次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。
 - 告知義務違反による解除の場合
ご加入(※1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(※1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
 - 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 2. 眼の障がい(視力障がい)
(1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
 3. 言語またはそしゃくの障がい
(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
 - (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
 4. 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全伸直で、回復の見込のない場合をいいます。
- 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
 - 重大事由による解除の場合
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。
(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)
 - ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
 - ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
 - ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

●ご相談窓口

- ご照会・ご要望・苦情につきましては、以下のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。

日本生命保険相互会社 ニッセイ団体保険コールセンター

※お問合せの際には、団体名「一般財団法人
道路厚生会」をお知らせください。

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00

(祝日・12/31～1/3を除く。)

※保険金請求方法に関しては、各所属道路厚生会窓口(サービスデスク)へご確認ください。

※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。

日本一団－2024－707－12028－M(R6.12.10)

通話料無料

0120-775-229

Memo

3大疾病保険は、3大疾病[がん・急性心筋梗塞・脳卒中]と死亡に備える保険です。

3大疾病保険
ご案内ムービー

スマートフォン等で読み、アクセスしてください。
(通信料がかかります)



意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

- ◆3大疾病[がん・急性心筋梗塞・脳卒中]に備える一時金の保障
- ◆死亡保障

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- ☐ 保障内容はニーズに合致していますか。
- ☐ ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

別冊の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。
また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。
なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用Webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご確認ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



お申し込み手続き

- 新規に加入される方は、原則、専用Webサイトにてお手続きください。
- 保障額等の変更(脱退を含みます。)がある方は、原則、専用Webサイトにてお手続きください。内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、お手続きは不要です。
- 脱退される方は今回の募集期間内は専用Webサイトにてお手続きください。募集期間以降は、各所属道路厚生会窓口（サービスデスク）へお申し出ください。

主な特徴

- 所定の3大疾病[がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中]になられた場合に、3大疾病保険金を一時金でお受取りになれます。
- 所定のがん(上皮内新生物等)になられた場合、上皮内新生物診断保険金(3大疾病保険金の金額の10%)を一時金でお受取りになれます。
- 死亡された場合、死亡保険金(3大疾病保険金と同額)を一時金でお受取りになれます。
- 団体保険としての割引が適用された保険料です。
- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、「特に重要なお知らせ」の「正しく告知いただくために」をご覧ください。

がん部位別5年生存率の状況

がんの5年生存率(その後の5年間で生存する割合)は、診断から5年後に生存している方(5年サバイバー)でみると、診断時よりも高くなる傾向にあります。

15～99歳男女の部位別サバイバー5年相対生存率(2002-2006年追跡例) (単位：%)

男 性	胃	結腸	直腸	肝臓	肺	前立腺
診断時	63.3	70.9	65.5	25.3	22.8	87.4
5年サバイバー	96.8	97.2	92.7	38.0	79.4	89.2

女 性	胃	結腸	直腸	肝臓	肺	乳房	子宮頸部
診断時	60.3	65.3	66.9	23.6	37.0	87.6	69.3
5年サバイバー	96.5	96.1	94.4	38.4	84.2	90.5	95.4

出典：Long-term survival and conditional survival of cancer patients in Japan using population-based cancer registry data. Cancer Science 2014; 105: 1480-6.

保障内容に関する詳細や制限事項については、別冊「契約概要」の「主な保障内容」および「注意喚起情報」の「保険金をお支払いしない主な場合」、当パンフレットの「保険金のお支払事由」(14ページ～15ページ)、「保険金をお支払いしない場合等(詳細)」(16ページ～17ページ)を必ずご確認ください。

保障額と保険料

(保険料の単位：円)

対 象		本人・配偶者										
コース		A		B		C		D		E		
死亡保険金・3大疾病保険金		100万円		200万円		300万円		400万円		500万円		
上皮内新生物診断保険金		10万円		20万円		30万円		40万円		50万円		
性 別		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
月払保険料(概算)	満年齢	15歳～19歳(H17.8.2生～H22.8.1生)	194	177	388	354	582	531	776	708	970	885
		20歳～24歳(H12.8.2生～H17.8.1生)	230	196	460	392	690	588	920	784	1,150	980
		25歳～29歳(H 7.8.2生～H12.8.1生)	245	242	490	484	735	726	980	968	1,225	1,210
		30歳～34歳(H 2.8.2生～H 7.8.1生)	283	329	566	658	849	987	1,132	1,316	1,415	1,645
		35歳～39歳(S60.8.2生～H 2.8.1生)	375	485	750	970	1,125	1,455	1,500	1,940	1,875	2,425
		40歳～44歳(S55.8.2生～S60.8.1生)	483	690	966	1,380	1,449	2,070	1,932	2,760	2,415	3,450
		45歳～49歳(S50.8.2生～S55.8.1生)	757	890	1,514	1,780	2,271	2,670	3,028	3,560	3,785	4,450
		50歳～54歳(S45.8.2生～S50.8.1生)	1,158	1,123	2,316	2,246	3,474	3,369	4,632	4,492	5,790	5,615
		55歳～59歳(S40.8.2生～S45.8.1生)	1,786	1,348	3,572	2,696	5,358	4,044	7,144	5,392	8,930	6,740
		60歳～64歳(S35.8.2生～S40.8.1生)	2,770	1,710	5,540	3,420	8,310	5,130	11,080	6,840	13,850	8,550
		65歳～69歳(S30.8.2生～S35.8.1生)	4,186	2,293	8,372	4,586	12,558	6,879	16,744	9,172	20,930	11,465
		70歳 (S29.8.2生～S30.8.1生)	5,278	2,733	10,556	5,466	15,834	8,199	21,112	10,932	26,390	13,665

対 象		こども						
コース		A		B		C		
死亡保険金・3大疾病保険金		100万円		200万円		300万円		
上皮内新生物診断保険金		10万円		20万円		30万円		
性 別		男性	女性	男性	女性	男性	女性	
月払保険料(概算)	満年齢	15歳～19歳(H17.8.2生～H22.8.1生)	194	177	388	354	582	531
		20歳～22歳(H14.8.2生～H17.8.1生)	230	196	460	392	690	588

- 当パンフレット(3大疾病保険部分)における年齢は満年齢で記載しております。
※「満年齢」は、更新日時点での被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。
- 上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、効力発生日(令和7年8月1日)から適用します。保険料は、毎年更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は7月給与から)

加入資格

以下の加入資格の他、専用Webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本人》一般財団法人 道路厚生会会員の方で年齢満15歳以上満70歳以下の方。(以下、当パンフレットにおいて「本人」とは、主たる被保険者である会員のことをいいます。)

《配偶者》一般財団法人 道路厚生会会員の配偶者の方で年齢満18歳以上満70歳以下の方。

《こども》一般財団法人 道路厚生会会員の扶養することも(※)で年齢満15歳以上満22歳以下の方。ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。

(※)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

＜ご注意＞

- (1)ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (3)配偶者・こどものみで加入することはできません。
- (4)配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (5)保険期間中に本人に対する3大疾病保険金が支払われた場合や、本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
- (6)本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、継続加入いただくことができます。詳細は17ページの「退職後のお取扱いについて」をご確認ください。
- (7)被保険者が余命6カ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が申込時に知っていた場合、その被保険者にはリビング・ニーズ特約の効力は生じません。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人が加入資格を失われた場合には、本人は保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人が脱退・死亡された場合は、本人の脱退日・死亡日、本人について3大疾病保険金が支払われた場合は、本人が3大疾病保険金の支払事由に該当した日、本人の死亡保険金の全部がリビング・ニース特約の特約保険金として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、そのお支払いに必要な書類が引受保険会社に到着した日

受取人

- 3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニース特約の特約保険金の受取人について：被保険者が本人・配偶者の場合、被保険者ご自身です。被保険者が子どもの場合、会員本人です。
- 死亡保険金の受取人について：被保険者が本人の場合、労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する被保険者の遺族です。(条文の概略)(詳細は条文をご確認ください。)
 - 第1順位：配偶者(婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)
 - 第2順位：同一生計の子
 - 第3順位：同一生計の養父母
 - 第4順位：同一生計の実父母
 - 第5順位：同一生計の孫
 - 第6順位：同一生計の祖父母
 - 第7順位：同一生計でない子
 - 第8順位：同一生計でない父母(養父母・実父母は同順位)
 - 第9順位：同一生計でない孫
 - 第10順位：同一生計でない祖父母
 - 第11順位：同

指定代理請求人によるご請求

- 被保険者が保険金の受取人の場合で、保険金の受取人が保険金をご請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求できます。

代理請求できる場合	指定代理請求人の範囲	代理請求できる保険金
保険金の受取人が保険金をご請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。 ・保険金のご請求の意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合 ・引受保険会社が認める傷病名を知らされていない場合 ・その他保険金をご請求できない特別な事情があると引受保険会社が認めた場合	以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。 ①被保険者と次の関係にある人 (ア)戸籍上の配偶者 (イ)直系血族 (ウ)兄弟姉妹 (エ)前(イ)(ウ)のほか、同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 ②上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人 (オ)同居または生計を一にしている人 (カ)財産管理を行っている人 (キ)死亡保険金受取人 (ク)その他前(オ)～(キ)までに掲げる人と同等の関係にある人 なお、保険金のご請求時においても、この範囲内であることを要します。	・3大疾病保険金 ・上皮内新生物診断保険金 ・リビング・ニース特約の特約保険金

- 被保険者は、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更できます。
- 被保険者は、指定代理請求人を指定されている場合、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。
- 指定代理請求人をご指定の場合、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニース特約の特約保険金とも同一のご指定となります。
- 本人が指定代理請求人を指定された場合は、配偶者についても同時に指定されたものとし、その場合の指定代理請求人は会員本人となります。なお、子どもは指定代理請求人を指定できません。

税務上のお取扱い

- ＜保険料＞
主契約および家族特約の保険料は、一般生命保険料控除の対象です。※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。(https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/)
※一般生命保険料控除の対象となる保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等に必ずご確認ください。
※当3大疾病保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当3大疾病保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。
- ＜保険金＞
●3大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金
被保険者が受取人の場合、非課税です。
※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

- ②配偶者が加入資格を失われた場合は、その日
- ③子どもが加入資格を失われた場合は、次の更新日の前日
- 脱退された場合、この保険契約の保障は終了します。保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金します。
(例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金します。)

- 一生計の兄弟姉妹 第12順位：同一生計でない兄弟姉妹
※同順位の者が2人以上いる場合は、人数によって等分します。
※第7順位以下については、遺言または使用者に対する予告があった場合は取扱いが異なる場合があります。
被保険者が配偶者・子どもの場合、会員本人です。
- すでに加入されている方で、指定代理請求人を指定(変更・取消)される場合は、「指定代理請求人指定書」をご提出ください。(専用Webサイトおよび「申込書兼告知書」での指定代理請求人指定(変更・取消)のお取扱いはできません。)
- この場合、指定代理請求人指定(変更・取消)の効力発生日は、「指定代理請求人指定書」を引受保険会社が受付けた日です。

- 被保険者は、あらかじめ指定代理請求人をご指定ください。
- 指定代理請求の内容は、次のとおりです。

- 指定代理請求人として保険金をご請求できない場合があります。故意に保険金の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金の受取人をご請求できない状態にした方は、指定代理請求人として保険金をご請求できません。
- 保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金をご請求されてもお支払いできません。

- 死亡保険金
《本人》相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
《配偶者・子ども》会員本人が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
- リビング・ニース特約の特約保険金
被保険者が受取人の場合、非課税です。
※特約保険金をお受取り後、受取人(被保険者)が死亡した場合、受取った保険金に残余があれば、その部分は相続財産として相続税の課税対象となります。

税務の取扱い等について、令和6年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

制度運営および引受保険会社

当制度は一般財団法人 道路厚生会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付リビング・ニース特約付3大疾病保障保険(団体型)契約に基づいて運営します。

(引受保険会社) 日本生命保険相互会社

保険金のお支払事由

●主契約および家族特約

- 【3大疾病保険金】
●被保険者が次の①から③までのいずれかに該当されたとき
①被保険者が加入日(※)以後保険期間中に、加入日(※)前を含めて初めて悪性新生物(別表1)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ。)
※他の所見による診断確定として、例えば、肝臓がん等、多くの臨床経験から専門医の合意により確立された最新のガイドラインに基づき、他の所見による診断確定を基準としているがんについて、画像診断による診断確定を認めることがあります。
- ②被保険者が加入日(※)以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき
(ア)急性心筋梗塞(別表2)を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき
(イ)急性心筋梗塞(別表2)を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表5)において手術(別表6)を受けられたとき
- ③被保険者が加入日(※)以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき
(ア)脳卒中(別表3)を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障がい、運

動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
(イ)脳卒中(別表3)を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表5)において手術(別表6)を受けられたとき

- この保険契約の全部または一部が更新されない場合で、被保険者がその被保険者についての保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に上記②(ア)または③(ア)の診断を受けたときは、引受保険会社はその被保険者についての保険期間満了の日に診断を受けたものとみなして3大疾病保険金をお支払いします。

(ご注意)

- 3大疾病保険金と死亡保険金は、同一の被保険者についていずれか一方のみのお支払いとなります。3大疾病保険金をお支払いする前にその被保険者について死亡保険金の請求を受け、死亡保険金をお支払いするときは、引受保険会社は、3大疾病保険金をお支払いできません。
- 3大疾病保険金をお支払いした場合、この保険契約のその被保険者に対する部分は、3大疾病保険金の支払事由に該当したときから、消滅したものとします。3大疾病保険金をお支払いした場合、その支払い後にその被保険者について死亡保険金の請求を受けても、引受保険会社は、死亡保険金をお支払いできません。

●【上皮内新生物診断保険金】

- 被保険者が加入日(※)以後保険期間中に、加入日(※)前を含めて初めて上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物(別表4)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき

(ご注意)

- 上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物と診断確定された場合でも、悪性新生物(別表1)、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡についての保障は継続します。
- 上皮内新生物診断保険金は、同一の被保険者について1回かぎりのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回かぎりです。

●【死亡保険金】

- 被保険者が保険期間中に死亡されたとき

(※)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

●リビング・ニース特約

●【リビング・ニース特約の特約保険金】

- 被保険者が保険期間中にその余命が6カ月以内と判断されるとき

- (ご注意)
●リビング・ニース特約の特約保険金の支払い前にその被保険者について死亡保険金または3大疾病保険金が支払われるときには、リビング・ニース特約の特約保険金は支払いません。
この場合、死亡保険金または3大疾病保険金の受取人からご請求ください。
- 余命6カ月以内の判断は、引受保険会社が行います。余命6カ月以内の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは引受保険会社が確認を行った結果に基づいて行います。余命6

カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることをいいます。

- 死亡保険金の全部をお支払いした場合、請求日に、この保険契約のその被保険者に対する部分は消滅したものとします。死亡保険金の一部をお支払いした場合、保険金額は保険金の受取人が指定した保険金額分について、請求日に減額されたものとします。
- 特約保険金は同一の被保険者について1回かぎりのお支払いとなります。

●保険金のお支払事由(続き)

別表1 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43～C44)のうち	
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)のうち	
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類―腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3 … 悪性、原発部位
／6 … 悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9 … 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表2 対象となる急性心筋梗塞

対象となる急性心筋梗塞とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

表1 対象となる急性心筋梗塞の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1)典型的な胸部痛の病歴 (2)新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3)心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇

表2 対象となる急性心筋梗塞の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20～I25)のうち	
	急性心筋梗塞	I21
	再発性心筋梗塞	I22

別表3 対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

表1 対象となる脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障がいされることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
脳卒中	脳血管疾患(I60～I69)のうち	
	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表4 対象となる上皮内新生物等

1. 対象となる上皮内新生物等とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43～C44)のうち	
皮膚のその他の悪性新生物	C44
上皮内新生物	D00～D09

2. 上記1において「上皮内新生物等」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類―腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3 … 悪性、原発部位
／6 … 悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9 … 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(2) 上皮内新生物(D00～D09)

第5桁性状コード番号
／2 … 上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性

別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは次の各号のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 手術

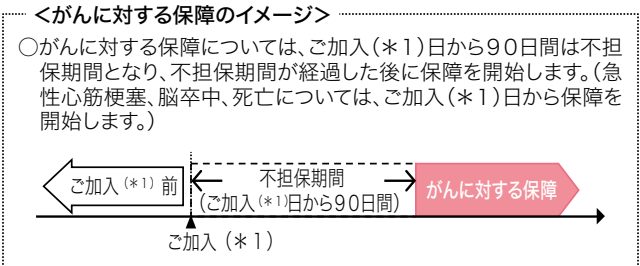
急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

①開頭術	②開胸術	③ファイバースコープ手術
④血管・バスケットカテーテル手術		

●保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【がんについて保険金をお支払いしない場合】

●がんが診断確定される時期によっては、保険金をお支払いできない場合があります。



●がん(悪性新生物)と診断確定されてもお支払いできない場合

○被保険者がご加入(※1)前にかん(悪性新生物)と診断確定されていた場合、3大疾病保険金はお支払いできません。
この場合、ご加入(※1)日以後に新たにかん(悪性新生物)と診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません(※2)。ただし、急性心筋梗塞、脳卒中、がん(上皮内新生物等)、死亡については保障します。
○被保険者が不担保期間にかん(悪性新生物)と診断確定された場合、3大疾病保険金はお支払いできません。
不担保期間が経過した後に、新たにかん(悪性新生物)と診断確定された場合には、3大疾病保険金の支払対象となります。ただし、不担保期間が経過した後にがん(悪性新生物)と診断確定

【3大疾病保険金】

●急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いは、その原因となる疾病がご加入(※1)日以後に生じた場合にかぎりません。(原因となる疾病がご加入(※1)前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)

【死亡保険金】

●引受保険会社は、被保険者が次のいずれかにより死亡された場合には、死亡保険金をお支払いしません。

・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(※1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
・保険契約者の故意。

された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん(悪性新生物)の再発・転移等と認められるときは、3大疾病保険金はお支払いできません。

●がん(上皮内新生物等)と診断確定されてもお支払いできない場合

○被保険者がご加入(※1)前にかん(上皮内新生物等)と診断確定されていた場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。
この場合、ご加入(※1)日以後に新たにかん(上皮内新生物等)と診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません(※3)。
ただし、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については保障します。
○被保険者が不担保期間にかん(上皮内新生物等)と診断確定された場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。
不担保期間が経過した後に、新たにかん(上皮内新生物等)と診断確定された場合には、上皮内新生物診断保険金の支払対象となります。
ただし、不担保期間が経過した後にがん(上皮内新生物等)と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん(上皮内新生物等)の再発・転移等と認められるときは、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。
(※1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
(※2) 不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません。
(※3) 不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

●したがって、原因となる疾病がご加入(※1)前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金はお支払対象となりません。

(※4)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【リビング・ニーズ特約の特約保険金】

●引受保険会社は、リビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いしません。

・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意。 ・戦争その他の変乱。(※5)

(※5)ただし、戦争その他の変乱によって余命が6カ月以内と判断される被保険者の数の増加が、リビング・ニーズ特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、リビング・ニーズ特約の特約保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

●保険金をお支払いしない場合等(詳細)(続き)

【すべての保険金】

●次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

告知義務違反による解除の場合 ご加入(※1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(※1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。	の被保険者に対する部分を解除することがあります。 ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。) または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。 ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。 ③保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。 (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。
詐欺による取消の場合 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。	
不法取得目的による無効の場合 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。	
保険契約が失効した場合 保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。	
重大事由による解除の場合 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはそ	

●退職後のお取扱いについて

〔退職後に関する事項〕 ※以下については、3大疾病保険に1年以上加入いただいた方が対象です。

- 退職時から次期更新日前日(退職直後に迎える7月31日、7月31日退職の場合は退職日)までの継続の取扱い
 - 退職時に残余期間分の保険料を一括納付いただくことにより、在職時と同じ保険金額で退職直後に迎える7月31日まで保障が継続します。(本人・配偶者・子ども)
 - 次期更新日(8月1日)以降の継続加入
 - 上記「1」により残余期間を継続された方は、退職時の3大疾病保険加入保険金額以下、かつ本人は100万円、200万円、300万円のいずれかの金額、配偶者は100万円の金額に減額することにより、次期更新日以降更新日現在で年齢満70歳まで継続加入できます。
子どもは、更新日前日付で脱退となります。
保険金額減額の手続きは、退職時期により以下のとおり異なります。
(1)当年8月から来年4月までに退職される方
ご加入者から提出される「申込書兼告知書」に基づき行います。「申込書兼告知書」は、退職時に提出いただく「退職後継続加入申出書」に基づき4月頃送付いたします。
(2)来年5月から7月の間に退職される方
退職判明時に各所属道路厚生会窓口(サービスデスク)からお渡しする「退職後継続加入申出書」にて、退職前に手続きを行います。なお、保険金額の減額は、ご加入者から提出される「退職後継続加入申出書」に基づき行いますが、「退職後継続加入申出書」のご提出がない場合は退職時加入保険金額の最も近い下位ランク、本人は100万円、200万円、300万円、配偶者は100万円へ減額となります。
- ・保険金額については、増額はできません。減額は、更新日にかぎりお取扱いします。
・保険料は年一括払で、概算保険料年額は以下のとおりです。(年齢は満年齢です。)

【本人・配偶者(年一括払保険料)】 (保険料の単位:円)

対 象		配 偶 者					
コ ー ス		A		B		C	
死亡保険金・3大疾病保険金		100万円		200万円		300万円	
上皮内新生物診断保険金		10万円		20万円		30万円	
性 別		男性	女性	男性	女性	男性	女性
年 括 払 保 険 料 (概 算)	50歳～54歳 (S45.8.2生～S50.8.1生)	13,479	13,071	26,958	26,143	40,437	39,215
	55歳～59歳 (S40.8.2生～S45.8.1生)	20,789	15,690	41,578	31,381	62,367	47,072
	60歳～64歳 (S35.8.2生～S40.8.1生)	32,242	19,904	64,485	39,808	96,728	59,713
	65歳～69歳 (S30.8.2生～S35.8.1生)	48,725	26,690	97,450	53,381	146,175	80,071
	70歳 (S29.8.2生～S30.8.1生)	61,435	31,812	122,871	63,624	184,307	95,436

- 当パンフレット(3大疾病保険部分)における年齢は満年齢で記載しております。
※「満年齢」は、更新日時点での被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。
●上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、効力発生日(令和7年8月1日)から適用します。保険料は、毎年更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
●満年齢50歳以下の年一括払保険料(概算)はニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。

＜お取扱い詳細＞

- ・退職日にかかわらず退職後継続制度への移行は年1回8月1日となりますので、退職の際7月31日までの残余期間継続が必要です。
・退職後の保険料は年一括払とし、毎年7月にご加入者指定の預金口座から振替えます。ただし、5月・6月・7月退職者については退職月から翌保険年度分の保険料を退職時に一括納付いただき、翌々保険年度から口座振替となります。
※退職後のお取扱いに関する詳細については、一般財団法人 道路厚生会までご照会ください。

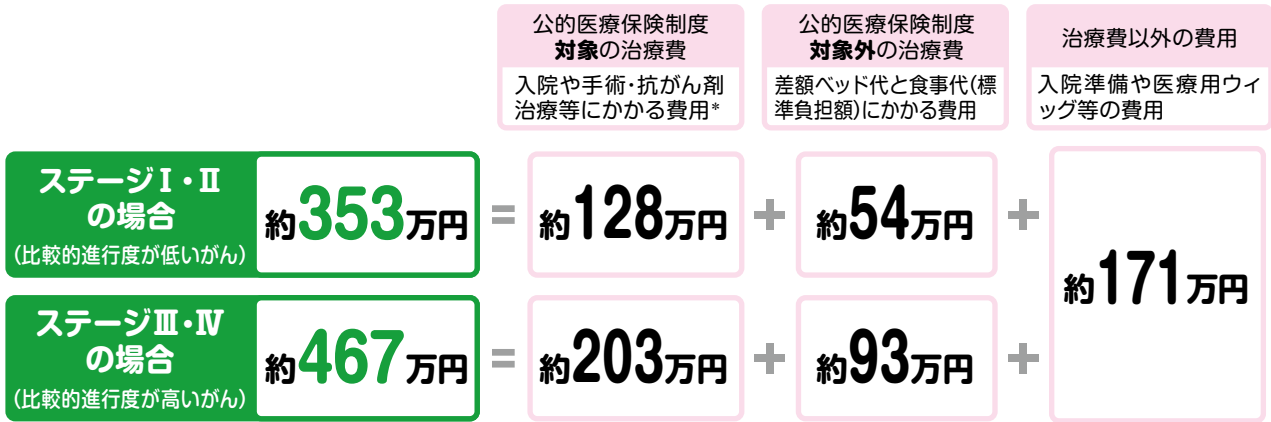


■「もしも」の場合には 経済的な負担も…!

がんの完治の平均的な目安は、「治療後5年間再発しないこと」とされています。がんの完治に向けて、再発防止等のために5年間通院しなければならない可能性があります。

●がんになった場合にかかる費用の目安(5年間総額)

がんの治療は、がんの部位や進行度などによってさまざまです。



*がん罹患後に発生した医療費の総額を基に、自己負担割合3割として計算(高額療養費制度適用後の金額)

【公的医療保険制度対象の治療費】ニッセイ基礎研究所「2021年度 3大疾病への備えと治療の実態に関する調査」から計算
【公的医療保険制度対象外の治療費】＜差額ベッド代・食事代(標準負担額)＞差額ベッド代:1日当たりの差額ベッド代6,620円×平均合計入院日数68日(ステージⅢ・Ⅳ:116日)＝約45万円(ステージⅢ・Ⅳ:約77万円)・食事代(標準負担額):1日当たりの食事代1,380円(一般所得者／一般病床等の場合)×平均合計入院日数68日(ステージⅢ・Ⅳ:116日)＝約9万円(ステージⅢ・Ⅳ:約16万円)(差額ベッド代:厚生労働省「中央社会保険医療協議会総会(第548回)資料 主な選定療養に係る報告状況」／食事代(標準負担額):2023年度の公的医療保険制度に基づいて計算／平均合計入院日数:ニッセイ基礎研究所「2021年度 3大疾病への備えと治療の実態に関する調査」から計算)
【治療費以外の費用】日本生命調べ 2020年度「インターネットアンケート」の調査結果から計算／(株)ダスキンメリーメイドの「家事おてつだいサービス」※2023年11月現在の標準料金を参考に設定。(11,000円(税込)(標準料金1回・1名・2時間)×12回(1ヵ月に1回程度))家事・育児代行費用の一例として「家事代行」の費用を記載しております。

※当記載内容は、2023年12月現在の公的医療保険制度に基づきます。

●ご相談窓口

●ご照会・ご要望・苦情につきましては、以下のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。

日本生命保険相互会社 ニッセイ団体保険コールセンター

※お問合せの際には、団体名「一般財団法人 道路厚生会」をお知らせください。

受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00

(祝日・12/31～1/3を除く。)

※保険金請求方法に関しては、各所属道路厚生会窓口(サービスデスク)へご確認ください。

※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただくことがございます。
日本一団-2024-707-12030-M(R6.12.10)

通話料無料

0120-775-229

積立式年金プランは、在職中に保険料を積立て、ゆとりある老後生活を実現していただくための年金制度です。

積立式年金プラン
ご案内ムービー



スマートフォン等で読み、アクセスしてください。
(通信料がかかります)



意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

◆財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- ☐ 給付内容はニーズに合致していますか。
☐ ご自身が選択された保険料(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

別冊の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。

なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。専用Webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご確認ください。

厚生労働省の公的年金シミュレーターはこちら



お申し込み手続き

- 新規に加入される方は、原則、専用Webサイトにてお手続きください。
- 月払口数の変更がある方は、原則、専用Webサイトにてお手続きください。内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、お手続きは不要です。

主な特徴

- 在職中の着実な積立により、ゆとりある老後生活のための年金を準備いただくことができます。

Aコース(税制適格型)

個人年金保険料控除の対象となる年金受取専用コース(加入予定期間が10年以上ある方)

Bコース(自由積立型)

年金と一時金の選択が可能なコース(加入予定期間が2年以上ある方)

+

- 保険料の払込みは在職中に完了しますので、計画的な老後生活設計ができます。
- 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
- 積立期間中にこの制度から脱退された場合でも、脱退一時金をお受取りになれます。(脱退一時金額は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。詳しくは20ページの給付額試算表をご参照ください。)
- 保険料積立期間中にご加入者(被保険者)が死亡された場合、ご遺族に遺族一時金をお支払いします。
- お申し込み手続きは簡単です。

加入資格

Aコース【税制適格型】

加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が10年以上ある原則満55歳未満の一般財団法人 道路厚生会の会員の方。

Bコース【自由積立型】

加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある原則満63歳未満の一般財団法人 道路厚生会の会員の方。

※加入資格を満たしていればAコース(税制適格型)・Bコース(自由積立型)いずれか一方または両方のコースに加入することができます。
※保険料払込期間中に会員が一般財団法人 道路厚生会の会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

給付額試算表(税制適格型・自由積立型)

- この商品は、積立金額が払込保険料累計額(元本)を上回るには、一定の期間(下表の例の場合、4年間)を要する商品です。
- 下表は、前提・条件をおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は<当パンフレットに記載の給付額について>をご確認ください。
・月払10口 10,000円加入の場合(保険料払込期間満了年齢：65歳)

積立期間 (年)	払込保険料 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) 払込保険料累計額 到達年に枠組み (約) (円)	年金コース			
			10年確定年金 基本年金月額 (男女共通) (約) (円)	15年確定年金 基本年金月額 (男女共通) (約) (円)	15年保証期間付終身年金 基本年金月額 (約) (円)	
					男性	女性
1	120,000	118,500	(1,000)	(700)	(500)	(400)
2	240,000	238,300	(2,000)	(1,400)	(1,100)	(900)
3	360,000	359,300	(3,100)	(2,100)	(1,600)	(1,400)
4	480,000	481,700	(4,200)	(2,900)	(2,200)	(1,900)
5	600,000	605,300	(5,300)	(3,600)	(2,800)	(2,500)
6	720,000	730,400	(6,400)	(4,400)	(3,300)	(3,000)
10	1,200,000	1,244,000	10,900	(7,400)	(5,700)	(5,100)
15	1,800,000	1,918,100	16,800	11,500	(8,900)	(7,900)
20	2,400,000	2,629,700	23,000	15,800	12,200	10,800
25	3,000,000	3,381,400	29,600	20,300	15,700	13,900
30	3,600,000	4,175,700	36,600	25,100	19,400	17,200
35	4,200,000	5,015,000	43,900	30,200	23,300	20,700
40	4,800,000	5,902,200	51,700	35,500	27,400	24,400

※保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
※Bコース(自由積立型)の年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、()内は参考数値です。
また、50歳以上で退職かつ保険料払込期間がAコース(税制適格型)は10年以上、Bコース(自由積立型)は2年以上の場合のみ年金でお受取りになれます。

<当パンフレットに記載の給付額について>

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。また、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間があり、その期間に変動する可能性がありますので、ご注意ください。なお、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - この保険契約全体の加入口数が月払11,670口を常に維持していることを前提とします。
 - ご加入者(被保険者)全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - 引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(令和6年9月4日現在)、および引受割合(令和6年9月4日現在)に基づき計算しております。
※加重平均予定利率(年率)は、1.25%です。
(加重平均予定利率とは、引受保険会社各社の予定利率を引受割合で加重平均したものです。令和6年9月4日現在の予定利率であり、将来変更される場合があります。)
 - この保険契約における令和6年8月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - 記載の金額には、配当金を加味しておりません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにならない場合もあります。
- 年度(令和7年8月1日～令和8年7月31日)途中・財政決算期間中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の変更等により、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間に変動する可能性がありますので、ご注意ください。
- 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。

- この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。



積立式年金プラン

拠出型企業年金保険



ご注意

加入資格を満たせば両方のコースにご加入になれますが、いずれか一方のコースの積立金を他のコースへ移し換えることはできません。

●月払保険料

Aコース(税制適格型)は1口あたり1,000円とし、最低2口以上最高50口まで加入できます。

Bコース(自由積立型)は1口あたり1,000円とし、最低3口以上最高50口まで加入できます。

Aコース(税制適格型)

2,000円 ～ 50,000円

Bコース(自由積立型)

3,000円 ～ 50,000円

1,000円単位で加入できます。

※詳細は23ページの「保険料」をご確認ください。

●しくみ図<イメージ>

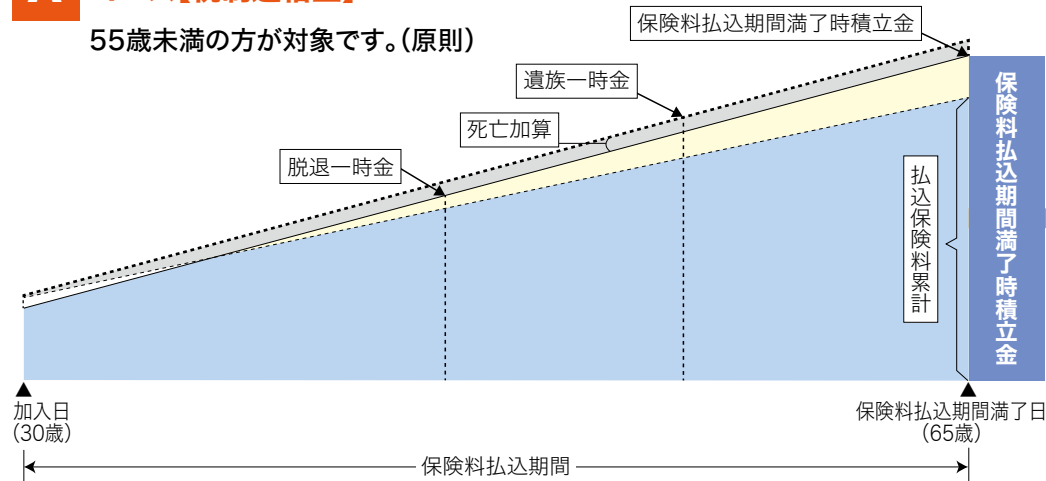


<ご加入例>

- ご加入年齢.....30歳(男性)
- 保険料.....月払 10,000円
(1口1,000円で10口加入)
- 保険料払込期間満了年齢.....65歳

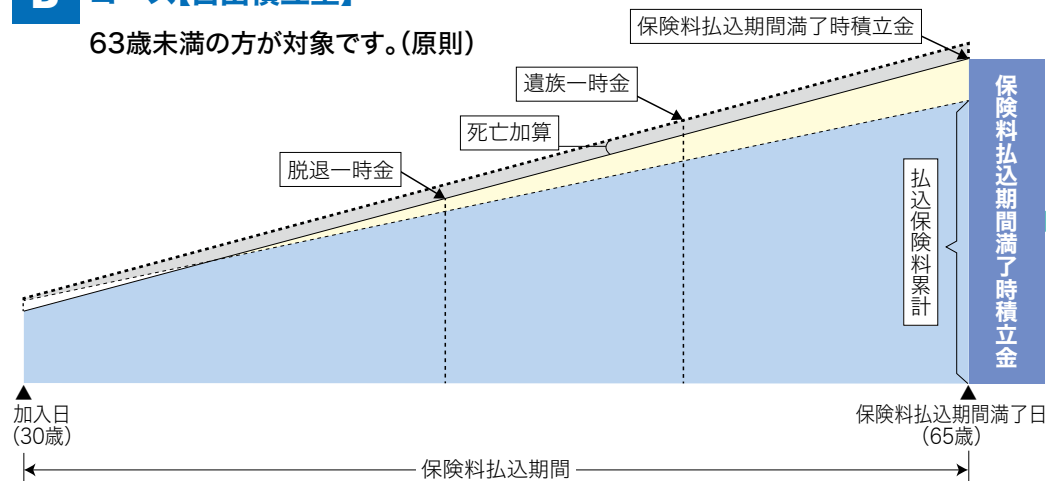
A コース【税制適格型】

55歳未満の方が対象です。(原則)



B コース【自由積立型】

63歳未満の方が対象です。(原則)



給付額について

- ・記載の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

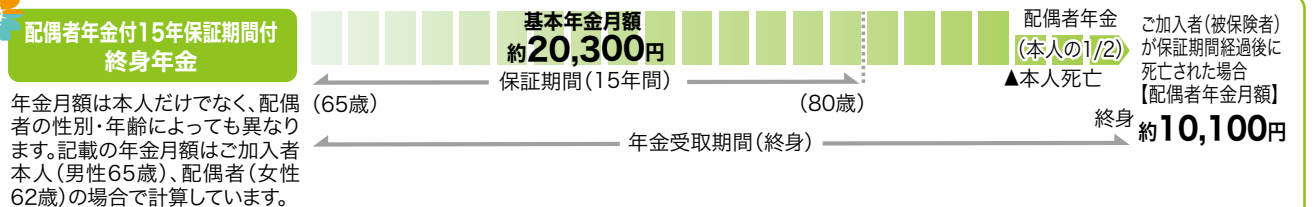
●保険料払込期間満了後の給付内容 年金コース



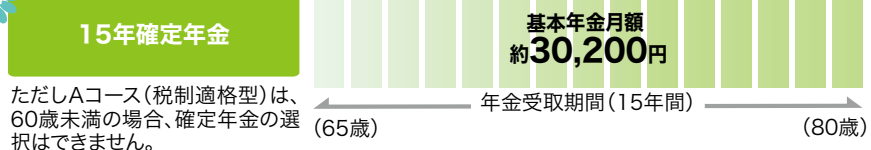
15年保証期間付 終身年金



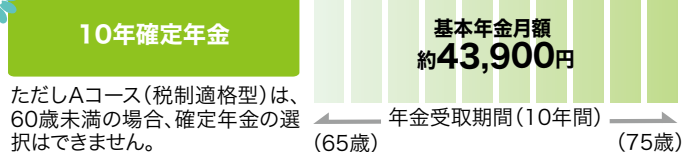
配偶者年金付15年保証期間付 終身年金



15年確定年金



10年確定年金



一時金コース



一時金

約501万円 保険料払込期間満了時積立金を一時金としてお支払いします。

●保険料払込期間中の給付内容

- ・ご加入者(被保険者)が脱退されたとき...脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。
- ・ご加入者(被保険者)が死亡されたとき...死亡時点の積立金額に月払保険料の1倍に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。

新規加入や増額される場合、死亡加算は8月1日から適用されます。

●保険料

- 月払…………… Aコース(税制適格型)は1口あたり1,000円とし、最低2口以上最高50口まで加入できます。
Bコース(自由積立型)は1口あたり1,000円とし、最低3口以上最高50口まで加入できます。
- 退職時一時払…………… 1口あたり10,000円とし、最低10口以上最高999口までとなります。
退職時一時払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。
退職時に保険料を一時払で払込むことで、年金額を増やすことができます。(確定年金を選択される場合、退職時一時払保険料の上限は、保険料払込期間満了時の積立金相当額とします。)
- 保険料はご加入者(被保険者)負担です。
月払保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は7月給与から)
退職時一時払保険料は、団体指定の口座に振込みいただきます。

●新規加入、保険料の増額・減額

- 年1回の追加加入日(8月1日)に新規加入、保険料の増額・減額のお取扱いができます。
- 保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が1年以上ある方にかぎりです。
- 別表1の事由に該当する場合にかぎり、保険料を減額することができます。保険料の減額のお申込みは募集期間中にかぎりです。
ただし、Aコース(税制適格型)は月払2口、Bコース(自由積立型)は月払3口を最低残すものとします。
保険料の減額を行っても保険料積立金を受取ることはできません。

(別表1) ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。)
⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者(被保険者)が保険料の拠出に支障のある場合

●脱退

- この制度から途中で脱退された場合、脱退時点の積立金額を一時金としてお受取りになれます。(脱退一時金額は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。詳しくは給付額試算表をご参照ください。)
※Aコース(税制適格型)・Bコース(自由積立型)の両コースに加入されている場合、別表2の事由に該当する場合にかぎり、各コース別に保険料の全部を減口し積立金をお受取りいただくこともできます。

(別表2) ①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。)
⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済

- 脱退は専用Webサイトではお手続きできません。「拠出型企業年金保険異動通知兼給付金請求書」を各所属道路厚生会窓口(サービスデスク)からお取寄せのうえ、ご提出ください。

●受取人

- 年金(年金にかえての一時金を含む)、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者(被保険者)本人とします。
- 遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)の受取人はご遺族(※)とします。
(※)遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位(①配偶者(婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。) ②同一生計の子 ③同一生計の養父母 ④同一生計の実父母 ⑤同一生計の孫 ⑥同一生計の祖父母 ⑦同一生計でない子 ⑧同一生計でない父母(養父母・実父母は同順位) ⑨同一生計でない孫 ⑩同一生計でない祖父母 ⑪同一生計の兄弟姉妹 ⑫同一生計でない兄弟姉妹の順)によるものとし、同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。
遺族一時金の受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき、その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
また、年金の継続受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき、年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。

●配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。
- 保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにならない場合もあります。
※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。

●給付内容

保険料払込期間満了後の給付内容

年金コースをご選択の場合(Aコース・Bコース共通)

- 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者(被保険者)にお支払いします。
10年確定年金、15年確定年金、15年保証期間付終身年金、配偶者年金付15年保証期間付終身年金
※Bコース(自由積立型)の年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

【年金受給権取得日(保険料払込期間満了日)】

原則満65歳到達日の属する月の末日(中日本高速道路・西日本高速道路の方は満65歳到達日の属する月の末日、東日本高速道路の方は満65歳到達直後の3月末日(※))となりますが、満50歳以上で退職した場合も、年金で受取ることができます。
(保険料払込期間がAコース(税制適格型)は10年以上、Bコース(自由積立型)は2年以上ある方となります。)
(※)東日本高速道路については年齢群によって定年退職年齢が異なり、定年退職年齢が65歳未満の場合は年金受給権取得日が異なりますのでご注意ください。

【年金受取開始日】

保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回2月、5月、8月、11月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。

【年金の繰延】

- 1年単位で最長10年まで、年金受取開始時期(年金受給権の取得)を繰延べることができます。
繰延期間中は、保険料のお払込みはお取扱いできません。
- Aコース(税制適格型)・Bコース(自由積立型)の両コースに加入されているご加入者(被保険者)について、年金の受取開始を繰延される場合、繰延の開始日および満了日は両コース同一となります。
※Aコース(税制適格型)の場合、満50歳以上満60歳到達前に退職された場合は確定年金を選択できませんが、満60歳以降まで年金の受取開始時期(年金受給権の取得)を繰延べること確定年金も選択できます。

- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

確定年金(10年・15年)のお取扱いについて

＜10年・15年確定年金＞

【年金受取期間中】

10年間または15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。
ご加入者(被保険者)が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

終身年金(15年保証期間付)のお取扱いについて

＜15年保証期間付終身年金＞

【保証期間中】

15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。
ご加入者(被保険者)が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。)
15年の保証期間経過後にご加入者(被保険者)ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。

【保証期間経過後】

ご加入者(被保険者)が生存されているかぎり年金をお支払いします。(一時金のお取扱いはできません。)

配偶者年金付終身年金(15年保証期間付)のお取扱いについて

＜配偶者年金付15年保証期間付終身年金＞

【保証期間中】

＜ご加入者(被保険者)＞
15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。
ご加入者(被保険者)が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
＜配偶者＞
ご加入者(被保険者)が保証期間中に死亡した場合、保証期間終了後の最初に到来する年金開始期日の応当日に配偶者(※)が生存されている場合、応当日以降、配偶者が生存されているかぎり配偶者に配偶者年金をお支払いします。(年金月額はご加入者(被保険者)本人の基本年金月額の1/2です。)
保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。)
また、15年の保証期間経過後にご加入者(被保険者)または配偶者が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。
(配偶者のみ生存されている場合は、年金月額はご加入者(被保険者)本人の基本年金月額の1/2となります。なお、年金受取再開後の一時金のお取扱いはできません。)

【保証期間経過後】

ご加入者(被保険者)が生存されているかぎり年金をお支払いします。
＜配偶者＞
ご加入者(被保険者)が保証期間経過後に死亡した場合、死亡後の最初に到来する年金開始期日の応当日に配偶者(※)が生存されている場合、応当日以降、配偶者が生存されているかぎり配偶者に配偶者年金をお支払いします。(年金月額はご加入者(被保険者)本人の基本年金月額の1/2です。)

【配偶者の説明】

(※)配偶者とは、年金受給権取得日(保険料払込期間満了日)およびご加入者(被保険者)の死亡時点で、ご加入者(被保険者)と民法上の婚姻関係にある方をいいます。

● 税務上のお取扱い

＜保険料＞
Aコース(税制適格型)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。
Bコース(自由積立型)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象ではありませんが、一般生命保険料控除の対象です。
※当積立式年金プラン以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当積立式年金プランのみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
※平成23年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)と平成24年1月1日以降新たに締結した保険契約等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当積立式年金プランは旧契約にあたり、個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。
①旧契約のみで控除額を計算
②新契約のみで控除額を計算
③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)

＜年金・一時金＞
以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。
●年金…(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - (\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額(見込額)}})$$

●脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金…一時所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額} = (\text{一時金額} - \text{払込保険料累計額} - 50\text{万円}) \times 1/2$$

※同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。

●遺族一時金…相続税の課税対象です。
法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等について、令和6年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

● 制度運営および引受保険会社

●当制度は一般財団法人 道路厚生会が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
●この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和6年9月4日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

〔引受保険会社〕		
日本生命保険相互会社(68%) (事務幹事会社)	富国生命保険相互会社(14.5%)	太陽生命保険株式会社(6%)
住友生命保険相互会社(5%)	第一生命保険株式会社(4%)	明治安田生命保険相互会社(2.5%)

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

● 基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

●引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

● 制度内容の変更

●一般財団法人 道路厚生会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

● 生命保険契約者保護機構

●引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)
生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

● 個人情報の取扱いに関する一般財団法人 道路厚生会と引受保険会社からのお知らせ

【グループ保険・3大疾病保険・積立式年金プラン】
●この保険契約は、一般財団法人 道路厚生会(以下、「厚生会」といいます。)を保険契約者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、厚生会は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、厚生会がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。
厚生会は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、厚生会および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き厚生会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人および指定代理請求人の個人情報の取扱いについて～
指定された死亡保険金受取人および指定代理請求人(以下、「受取人および代理人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

● ご相談窓口

●ご照会・ご要望・苦情につきましては、以下のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。

グループ保険・3大疾病保険・積立式年金プランについてのお問合せは

日本生命保険相互会社	ニッセイ団体保険コールセンター	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 (祝日・12/31～1/3を除く。)
	※お問合せの際には、団体名「一般財団法人 道路厚生会」をお知らせください。	※保険金請求方法に関しては、各所属道路厚生会窓口(サービスデスク)へご確認ください。
通話料無料	0120-775-229	※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。

＜指定紛争解決機関＞
●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

＜「障がい」の表記＞	当パンフレット(グループ保険・3大疾病保険・積立式年金プラン部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。
------------	--

道路厚生会 様用

専用WEB（N-ナビゲーション）にアクセスし、お手続きください。

ご利用時間

月曜日～土曜日 8時～翌朝5時／日曜日 8時～22時

https://nf-dourokouseikai.smktg.jp/public/siteauth/login?site_login_id=0098910005

団体コードの入力を求められた場合は、【 **0098910005** 】をご入力ください。

標準のカメラで読取りしてください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

ユーザーIDと初期パスワードを入力します



- ユーザー IDは以下のとおりです ※ご出向中の場合は原籍所属のIDをご確認ください

	グループ保険・3大疾病保険・積立式年金プラン
東日本高速道路の皆さま	1 - 社員番号 (4桁～6桁)
中日本高速道路の皆さま	2 - 社員番号 (4桁～6桁)
西日本高速道路の皆さま	3 - 社員番号 (4桁～6桁)

- 初期パスワード : bs (小文字) + 西暦生年月日 (8桁)



- ✓ パスワードは申込期間ごとに初期化されます。前回パスワードを変更された方も、初期パスワードでログインしてください。
- ✓ ログイン後はブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタンは使用しないでください。

ユーザーID

すべて半角入力です

(会社コード - 社員番号)

123456

パスワード

bs19900110

<入力例>

お勤め先：東日本高速道路株式会社

社員番号：123456

1990年1月10日生まれ



- Check**

- ✓ 期間中であれば、お申込内容の修正・取消を「お申込・変更手続き」から何度でもできます。
積立式年金プランの脱退はN-ナビゲーションでお手続きいただけます。
脱退をご希望の場合は、下段の＜その他のお問合せ＞へお申し出ください。
- ✓ 「パンフレット・お手続書類」から、いつでも提出が必要な書類の印刷ができます。

※画面はすべてイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

＜保険商品の制度内容や手続き方法、N-ナビゲーションの操作方法に関するお問合せ＞

TEL: 0120-775-229

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日を除く。）

※お問合せの際には、団体名『一般財団法人 道路厚生会』をお知らせください。

※ご家族からいただく照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただくことがございます。

＜その他のお問合せ＞

⇒ 道路厚生会 事務局 TEL 03-3288-8394

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：30（祝日を除く。）
※会場様で本日が閉会日かご確認ください

※ご出向中の場合は原籍所属のお問

※ご出向中の場合は原籍所属のお問合せ窓口までご連絡ください。

日本生命保険相互会社

WS2024-1401(2024.11.25)

Memo

病気やケガによる入院・手術を一生涯保障。 病気も日帰り入院から保障します。

このたび、（一財）道路厚生会会員のみなさまの福利厚生制度の一環として、会員のみなさまのご意向を推定し、「終身医療保険セルフガードⅡ（入院保障保険〈終身型 09〉）」をご提案させていただきます。
この保険は、「病気（ガンを含む）やケガの保障」を希望されるお客さまにおすすめの保険です。ご希望に沿う場合は当パンフレットなどにて内容をご確認いただき、ぜひこの機会にお手続きくださいますようお願い申し上げます。
なお、その他の保障をご希望の場合やご不明の点がございましたら、お問合せ先までご連絡ください。

【おすすめする理由】 株式会社NEXCO保険サービスは、当社の方針として道路厚生会会員のみなさまへの個人向け団体医療保険としてこれまでの実績から一般財団法人 道路厚生会から指定されているアクサ生命保険株式会社の「終身医療保険セルフガードⅡ（入院保障保険〈終身型 09〉）」をお薦めいたします。

取扱募集代理店 株式会社NEXCO保険サービス

右記の保障を希望される
お客さまにおすすめの
保険です。

病気（ガンを含む）やケガ

入院保障保険（終身型 09）〈60日型〉＜主契約＞
手術給付特約／手術補完給付特約／先進医療給付特約（12）
生活習慣病入院給付特約（09）〈120日型・Ⅱ型〉

（一財）道路厚生会の「終身医療保険セルフガードⅡ（入院保障保険〈終身型 09〉）」は
充実の医療保障で病気やケガのリスクに一生涯にわたって対応できます。

特長 1 病気・ケガによる**入院を一生涯保障！ガンによる入院は、何日でも保障！**

特長 2 **保険料は一生涯上がりません！**
また、無事故割引特則が付加されているので、
「無事故」に該当すると、主契約の保険料が最大50%割引になります。

ポイント 1

特長 3 **簡易な告知**でお申込みいただけます。

ポイント 2

特長 4 付帯サービスである**アクサメディカルアシスタンスサービス**をご利用いただけます。
[詳しくは34ページへ](#)

特長 5 特約を付加することで、**さらに保障が充実**します。

手術補完給付特約

- 公的医療保険制度の対象となっている**約1,000種類の手術***2を保障します。
これにより、手術給付特約ではお支払対象とならない手術を保障します。

*2 一部保障対象外の手術があります。また、手術給付特約では公的医療保険制度対象外の一部の手術も保障します。



先進医療給付特約（12）

- 高額になりがちな先進医療の技術料を、一生涯にわたって**全額保障***1します。

*1 1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度。
お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

- 病院が遠方であった場合の、交通費・宿泊費などにもお使いいただける**先進医療一時金**をお受取りいただけます。



【終身医療保険（1泊2日型）】【セルフガードⅠ】【セルフガードⅡ】にご契約中の方は、現在のご契約内容に上記の特約を付加して保障を充実させることができます。ご希望の方は「ご契約内容の変更や解約」ボタンから「お問い合わせフォーム」を開いて、ご希望の内容や必要事項を入力し送信ください。

生活習慣病入院給付特約（09）〈120日型・Ⅱ型〉

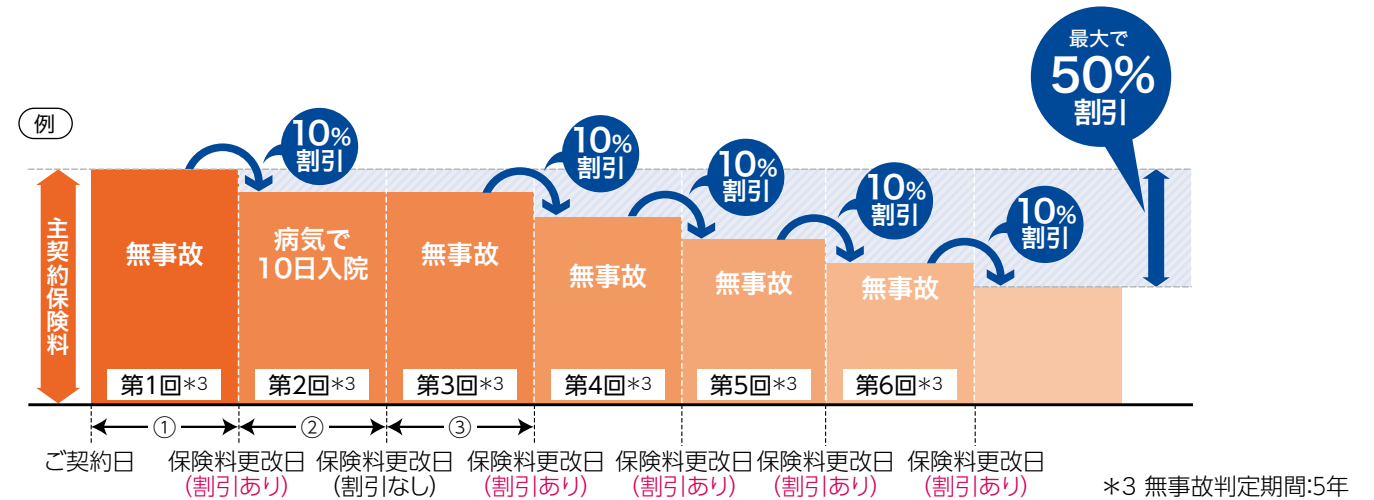
- **生活習慣病**による入院を保障します。

❗この保険募集期間中、現在ご契約中の終身医療保険セルフガードⅡ（入院保障保険〈終身型 09〉）に生活習慣病入院給付特約（09）〈120日型・Ⅱ型〉の中途付加のお取扱いを受付けています。ただし、契約応当日が8月1日のご契約に限ります。「ご契約内容の変更や解約」ボタンから「お問い合わせフォーム」を開いて、ご希望の内容や必要事項を入力し送信ください。

●無事故割引特則について

ポイント 1

5年間の無事故判定期間内において無事故であれば、以後の**主契約の保険料を10%ずつ割引**します。
主契約の保険料が最大で50%割引となります。



- ①第1回無事故判定期間で無事故に該当するので第2回無事故判定期間（②）の保険料を割引します。（割引回数は1回となります。）
- ②第2回無事故判定期間で無事故に該当しない入院があったため、第3回無事故判定期間（③）の保険料は第2回無事故判定期間の保険料と同額の保険料となります。（割引回数は1回のままです。）
以降、無事故に該当すれば、5回を限度に保険料を割引します。

「無事故」とは、無事故判定期間中に次のいずれにも該当する場合をいいます。

- 主契約の災害入院給付金のお支払いがないか、または災害入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。
- 主契約の疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払いがないか、または疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。

※災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由の発生日から、その入院給付金のご請求をアクサ生命が受けた日までの間に保険料更改日がある場合で、その入院給付金のお支払いにより無事故に該当しないこととなったときは、そのご請求を受けた日の属する無事故判定期間の保険料を直前の無事故判定期間の保険料と同額にあらためます。

●簡易な告知で、お申込みいただけます。

ポイント 2

告知項目は**3つ**！個人でお申込みするより簡易な告知です。

ア 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか

イ 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか

ウ 申込日現在、妊娠していますか

※告知については、33ページの「告知について」を必ずお読みください。

●保障内容 **重要** 1口＝入院給付金日額5,000円として、3口までお申込みいただけます。
契約年齢14歳以下の方は、1口のみのお取扱いとなります。

- 2口、3口の場合の保障内容について
- ・基本契約、手術補完給付特約、生活習慣病入院給付特約（09）は、下記を2倍・3倍にしてください。ただし、無事故割引特約は、口数にかかわらず、一律、記載の割合です。
 - ・先進医療給付特約（12）は、口数にかかわらず、一律、記載の金額です。
 - ※手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方は付加できません。

このようなときにお支払いします		お支払額	1口の場合 (入院給付金日額5,000円)
入院 主契約	ガン以外の 病気により 入院したとき	日帰り入院*1 から保障	疾病入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度
	ケガにより 入院したとき	日帰り入院*1 から保障	災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度
	ガンにより 入院したとき	日帰り入院*1 から保障	ガン入院給付金 入院給付金日額×入院日数 お支払日数無制限
手術 手術給付特約	手術を受けたとき (対象となる手術 (88種類)*2)	何度でも保障	手術給付金 手術給付金日額*3×40・20・10 一部の手術(ファイバースコープに よる手術など)は60日に1回限度
保険料を割引 無事故割引特約	無事故判定期間(5年間)内に 無事故に該当したとき	1回につき	主契約保険料の10%を割引 最大5回／50%割引

プラス 特約を付加することで保障をさらに充実させることができます。(任意付加)

特約 手術補完 手術補完給付特約	手術または 放射線治療 (新生物根治放射線照射) を受けたとき ※手術給付特約の手術給付金が支払わ れる場合を除きます。	何度でも保障	手術補完給付金 手術補完給付金日額*3×5 放射線治療は60日に1回限度	1回につき	2.5万円	一生保障
特約 先進医療 先進医療給付特約(12)	先進医療*4による 療養を受けたとき		先進医療給付金 1回の療養につき 1,000万円限度、通算2,000万円限度	1回の療養につき	先進医療にかかる 技術料と同額*5	一生保障
	先進医療給付金*4が支払われる 療養を受けたとき		先進医療一時金	1回の療養につき	15万円	一生保障
特約 生活習慣病 生活習慣病入院給付 特約(09)(120日型・Ⅱ型)	生活習慣病により 入院したとき 【対象となる生活習慣病】 悪性新生物 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患	日帰り入院*1 から保障	生活習慣病入院給付金 生活習慣病入院給付金日額*3 ×入院日数 1入院120日限度、通算1,095日限度	1日につき	5,000円	一生保障

- *1 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。
- *2 対象となる手術(88種類)について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- *3 手術給付金日額・手術補完給付金日額・生活習慣病入院給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額です。
- *4 お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。
- *5 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、この特約からのお支払いはありません。
- ※給付金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

●月払保険料表(集団扱) **重要** 1口(入院給付金日額5,000円)の場合

- 2口、3口の場合の保険料について
- ・基本契約、手術補完給付特約、生活習慣病入院給付特約(09)は下記の保険料を2倍、3倍にしてください。
 - ・先進医療給付特約(12)の保険料は、口数にかかわらず、全年齢男女一律110円です。

(令和6年10月現在、単位:円)

契約 年齢	基本 契約		基本 契約		特約 手術補完給付特約		特約 先進医療給付特約(12)	特約 生活習慣病入院 給付特約(09) (120日型・Ⅱ型)	
	男性		女性		男性	女性	男女共通	男性	女性
	170		170		170	205	110 (全年齢男女共通)	155	125
3歳	1,150	(718)	1,185	(738)	付加できません		110 (全年齢男女共通)	165	135
4歳	1,150	(720)	1,190	(743)				170	140
5歳	1,155	(725)	1,205	(755)				175	145
6歳	1,165	(735)	1,220	(765)				185	155
7歳	1,180	(745)	1,245	(783)				190	160
8歳	1,200	(760)	1,270	(798)				200	170
9歳	1,220	(773)	1,295	(815)				210	170
10歳	1,245	(790)	1,320	(833)				220	180
11歳	1,275	(810)	1,350	(853)				230	190
12歳	1,305	(830)	1,385	(875)				245	200
13歳	1,335	(850)	1,415	(895)				255	210
14歳	1,365	(870)	1,445	(915)				270	220
15歳	1,400	(893)	1,475	(935)				285	230
16歳	1,425	(908)	1,500	(950)				295	240
17歳	1,460	(930)	1,530	(970)				310	255
18歳	1,490	(948)	1,560	(990)				325	270
19歳	1,520	(968)	1,595	(1,013)				340	280
20歳	1,555	(990)	1,630	(1,035)				360	290
21歳	1,600	(1,020)	1,660	(1,058)				380	305
22歳	1,640	(1,045)	1,695	(1,080)				400	325
23歳	1,675	(1,068)	1,730	(1,105)				420	340
24歳	1,715	(1,093)	1,765	(1,128)				440	360
25歳	1,765	(1,125)	1,795	(1,148)				465	380
26歳	1,805	(1,150)	1,830	(1,173)				495	400
27歳	1,850	(1,178)	1,855	(1,188)				515	415
28歳	1,900	(1,208)	1,895	(1,215)				545	435
29歳	1,945	(1,235)	1,920	(1,233)				575	460
30歳	1,995	(1,265)	1,955	(1,258)				610	485
31歳	2,050	(1,300)	1,990	(1,283)				640	510
32歳	2,100	(1,330)	2,015	(1,300)				680	530
33歳	2,165	(1,370)	2,055	(1,328)				720	560
34歳	2,225	(1,408)	2,095	(1,355)				755	590
35歳	2,280	(1,440)	2,135	(1,380)				795	625
36歳	2,350	(1,483)	2,180	(1,410)				840	650
37歳	2,410	(1,518)	2,230	(1,445)				880	685
38歳	2,485	(1,565)	2,280	(1,478)				930	720
39歳	2,555	(1,608)	2,340	(1,518)				975	755
40歳	2,630	(1,653)	2,395	(1,553)				1,035	795
41歳	2,710	(1,703)	2,460	(1,595)				1,085	835
42歳	2,795	(1,755)	2,515	(1,630)				1,150	870
43歳	2,875	(1,805)	2,585	(1,675)				1,210	915
44歳	2,960	(1,855)	2,665	(1,728)				1,275	960
45歳	3,050	(1,910)	2,740	(1,775)				1,340	1,005
46歳	3,140	(1,965)	2,820	(1,828)				1,410	1,060
47歳	3,240	(2,028)	2,900	(1,878)				1,480	1,110
48歳	3,340	(2,090)	2,985	(1,930)				1,555	1,165
49歳	3,435	(2,145)	3,070	(1,985)				1,640	1,215
50歳	3,550	(2,218)	3,165	(2,048)				1,720	1,275
51歳	3,655	(2,283)	3,260	(2,108)				1,810	1,330
52歳	3,775	(2,358)	3,360	(2,170)				1,905	1,395
53歳	3,895	(2,430)	3,460	(2,235)				2,000	1,455
54歳	4,020	(2,505)	3,575	(2,308)				2,100	1,525
55歳	4,165	(2,595)	3,685	(2,378)				2,200	1,590
56歳	4,310	(2,683)	3,795	(2,448)				2,305	1,665
57歳	4,455	(2,770)	3,925	(2,530)				2,410	1,745
58歳	4,610	(2,865)	4,055	(2,613)				2,520	1,825
59歳	4,770	(2,963)	4,180	(2,690)				2,640	1,915
60歳	4,935	(3,065)	4,320	(2,778)				2,760	2,005
61歳	5,095	(3,160)	4,465	(2,868)				2,890	2,110
62歳	5,270	(3,268)	4,625	(2,968)				3,025	2,210
63歳	5,450	(3,378)	4,785	(3,065)				3,160	2,320
64歳	5,620	(3,480)	4,950	(3,165)				3,305	2,440
65歳	5,810	(3,595)	5,130	(3,275)					

- ※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
- ※基本契約の保険料には、主契約・手術給付特約の保険料が含まれています。

●ご契約のお取扱い 重要

ご契約日・保障が始まる日（責任開始期）

- ・ご契約日：令和7年8月1日
- ・保障が始まる日（責任開始期）：第1回保険料を給与から控除した日（「保険料の払込」参照）
- ・このご契約には、集団扱特約条項で定める「第1回保険料を集団から払い込む場合の特則」が適用されますので、第1回保険料を給与から控除した日（「保険料の払込」参照）よりご契約上の保障を開始します。
※保険料は原則として毎月給与よりお払込みいただけます。

お申込み資格および取扱範囲について

【お申込み資格】

- ・（一財）道路厚生会の会員・配偶者および同居または生計を一にするご家族（こども）で、ご契約日における満年齢が3歳から65歳までの方とします。なお、配偶者・こどものみを被保険者とするお申込みもできます。

【取扱範囲】

- ・1口＝入院給付金日額5,000円として、3口までお申込みいただけます。
・契約年齢14歳以下の方は1口のみのお取扱いとなります。
・契約年齢15歳以上の方は1口・2口・3口からお選びください。
※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約いただける入院給付金日額が制限される場合があります。
※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。
- ・特約について（任意付加）：被保険者ごとに任意で付加することができます。手術補完給付特約、先進医療給付特約（12）、生活習慣病入院給付特約（09）を付加することができます。
※「手術補完給付特約」は、契約年齢9歳以下の方は付加できません。

告知について

- ・ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」いずれか該当する方を必ず○で囲んでいただきます。

ア.申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか
イ.申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか
ウ.申込日現在、妊娠していますか

- ※「継続して10日以上入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。
- ※告知事項の詳細および注意事項については、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）に記載の「告知について」「保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引受けができないことがございますので、ご了承ください。
- ※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因としてお支払事由に該当した場合に限ります。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として入院・手術などをされた場合は、給付金などのお支払いの対象となりません。ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として入院・手術などをされたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。

保険期間および保険料払込期間

- ・保険期間および保険料払込期間は終身です。

保険料の払込

- ・保険料は集団扱月払とし、毎月の給与より控除します。（第1回保険料は令和7年7月の給与より）

その他のお取扱い

【給付金などの受取人】

- ・被保険者としてします。

【払いもどし金について】

- ・このご契約を解約した場合、払いもどし金はありません。

【税務のお取扱い（令和6年10月現在）】

- ・給付金などは非課税です。（所得税基本通達9-21）
- ・保険料は生命保険料控除の対象となります。（所得税法76、地方税法34・314の2）

【代理請求特約について】

- ・ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、給付金などを請求することができます。

①死亡保険金の受取人
②被保険者の戸籍上の配偶者（①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合）
③被保険者の3親等以内の親族（①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合）

- ※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。

【退職後のお取扱い】

- ・退職後も所定のお手続きにより個人扱（口座振替）としてご契約を継続することができます。その際、集団扱の割引がなくなるため保険料が若干高くなります。



アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス

無料

でご利用いただけます。

※郵送検査キットによる血液検査サービスについては優待価格でのご提供となります。

対象
保険商品

終身医療保険セルフガードⅡ（入院保障保険〈終身型 09〉）

病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。

- ・「アクサメディカルアシスタンスサービス」の内容など、詳しくはアクサ生命ホームページ（www.axa.co.jp/customer/service/ameasa/）をご覧ください。

被保険者さまがご利用いただけます。



セカンドオピニオンサービス

セカンドオピニオンのご提供などで最適な治療の選択をサポートします。



糖尿病サポートサービス

ドクターが薦める糖尿病の専門医の紹介などで糖尿病の早期発見・早期治療・重症化防止をサポートします。

ご契約者さま、被保険者さまとご家族が
ご利用いただけます。 優待価格



郵送検査キットによる血液検査サービス

自宅手軽にできる郵送方式の検査キットで、糖尿病や生活習慣病、ピロリ菌感染の検査ができます。

被保険者さまとご家族がご利用いただけます。



オンライン健康相談（Doctors Me）

24時間365日、PCやスマートフォンから文章や写真で相談できるオンライン健康相談サービス。医師、薬剤師、歯科医師、栄養士、獣医師。各分野に精通した専門家がお応えします。
※ご契約者さまもご利用いただけます。



24時間電話健康相談サービス

24時間365日、医師・保健師・看護師などのスタッフに健康・医療・育児・メンタルヘルスなどの相談ができる、電話サービスです。
※ご家族は被保険者さまと同居の場合にご利用いただけます。



介護・リハビリサポートサービス

例えば脳梗塞にかかり、リハビリテーションや介護が必要になったら…ご本人やご家族の不安・疑問にお応えします。
※「あたまの健康チェック[®]」は被保険者さまと同居のご家族がご利用いただけます。
※あたまの健康チェック[®]のライセンスは株式会社ミレニアに帰属します。

※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。
※各サービスをご利用の際には諸条件があります。
※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

●新規・変更のお申し込み手続きについて

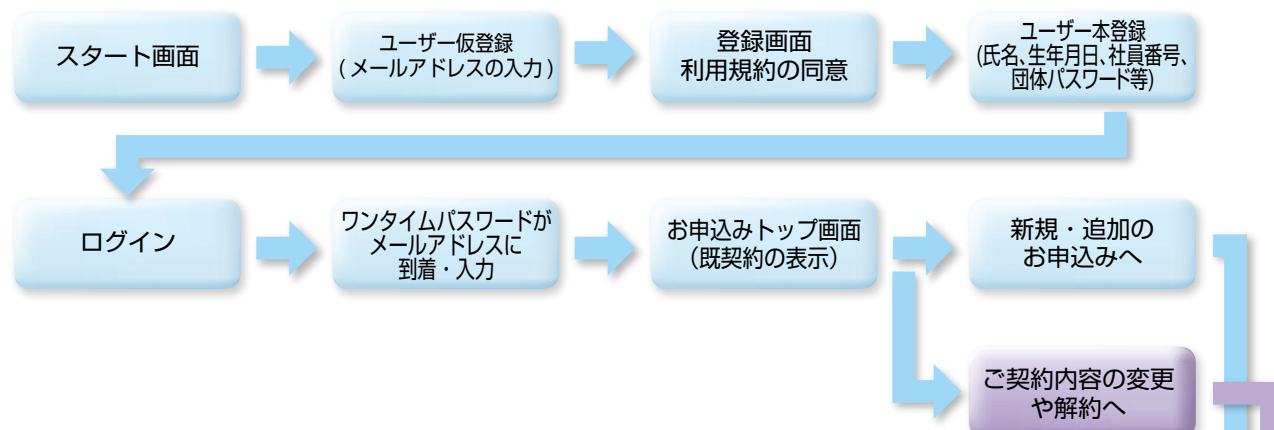
WEBサイト「制度保険ポータル」でのお手続きとなります。

「制度保険ポータル」でのお手続きの流れ

パソコン、タブレット、スマートフォンから、以下のURLにアクセスください。

URL douro.seidohoken.com

団体パスワード：DRK58



新規・追加（被保険者の追加および口数追加）のお申込み

お手続きは「制度保険ポータル」で完了します。ご希望の方はユーザー登録からお願いいたします。

- ①ご家族のお申込みには、必ずお申込みされるご家族のご同席が必要です。
- ②お申込みの際に書面の印刷、記入、押印は必要ありません。
- ③お申込み後、契約者、被保険者の住所にお申込みの控えが到着してお申込み手続きは完了です。
- ④新規・追加のお手続き終了後、アクサ生命でお引受けの審査を行い、ご契約の成立後に「保険証券」をお送りいたします。
※告知内容によっては、追加の書類をご提出いただくことがあります。

ご契約内容の変更や解約

お手続きは「制度保険ポータル」の「お問い合わせフォーム」でご連絡後、住所に送付される専用帳票を提出いただくことが必要です。

- ①「制度保険ポータル」に登録いただき、ログイン後、「ご契約内容の変更や解約」ボタンから「お問い合わせフォーム」を開いて、ご希望の内容や必要事項を入力し送信ください。
- ②ご入力された住所にアクサ生命より必要なお手続き書面をお送りいたします。
- ③お手続き帳票の必要事項に記入・押印してご提出ください。
- ④変更のお手続きの場合は、お手続き完了後に新しい保険証券をお送りいたします。

●現在のご契約内容のご確認について

既契約の契約内容を紙面でご確認いただくことができません。既契約の契約内容はご契約者さま向けウェブサービス「Emma by アクサ」もしくは「保険証券」でご確認をお願いいたします。
今回の募集（ご契約日：令和7年8月1日）でお申込みいただきました契約の「保険証券」は、令和7年9月以降にお送りいたします。

※「Emma by アクサ」のご利用に際してはご登録が必要です。

emma by AXA

ご契約者さま向けウェブサービス

いつでもかんたん手続き

Emma(エマ)by アクサ



従来の書類によるお手続きと比べて、**簡単**かつ**迅速**です。

- ✓ 保険証券がなくてもスマホから24時間いつでもアクセス
- ✓ 住所変更・家族情報の登録・変更などの各種お手続き
- ✓ 給付金の請求が最短2営業日でお受け取り可能



◀ご登録はこちら
証券番号とメールアドレスをご用意ください。

Emma by アクサ 検索

無料で
ご登録、ご利用
いただけます。

※ご契約の商品によってはご利用いただけない場合があります。 ※サービスのご利用に際しては一部条件があります。
※詳しい内容については、アクサ生命公式ホームページをご確認ください。

「Emma by アクサ」に関するお問い合わせはアクサ生命公式ホームページをご確認ください。

※「Emma by アクサ」にご登録いただく場合は事前に住所のご登録が必要です。

ご登録がお済みでない方はNEXCO保険サービスもしくはアクサ生命にご連絡をお願いいたします。

アクサ生命の デジタル約款の ご案内

「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。

- ①アクサ生命のホームページ（www.axa.co.jp/）へアクセスし、「デジタル約款」を選択。
- ②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索またはすでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※「デジタル約款」は契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。
※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、ご連絡ください。

■この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。

■この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。

■ご契約の際には、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■生命保険募集人について

アクサ生命の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

引受保険会社



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777（代表）

www.axa.co.jp/

■お問い合わせ先

「制度保険ポータル」の操作・お申込み方法等のお問い合わせ

株式会社 NEXCO保険サービス（取扱募集代理店）

〒102-0084 東京都千代田区二番町3-4 麹町御幸ビル2F
TEL 03-5210-5573（受付時間 平日9：00～17：30）

アクサ生命保険株式会社 MCVP推進第2部

【照会先】法人ビジネス業務部

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 0120-200-971 ※音声ガイダンスで「2（個人）」→「3（新規）」をご選択ください

Form No.0D2927(12.0) AXA-A1-2412-0941 / 9W2 2024.12.20



定期医療保険

(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

商品内容のご説明

Webでのお手続きになります!

下記内容は、保険の特徴を説明したものです。詳細はパンフレット「定期医療保険 ご加入のご案内」をご覧ください。

定期医療保険の特徴

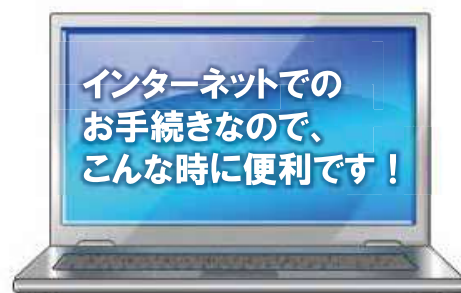
- 1 「日帰り入院※」から保険金をお支払いします。(お支払い限度日数120日)**
短期の入院でもお役に立ちます。
※日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合などであり、原則として医師の診断書の入院期間欄により判断します。
- 2 保険料には団体割引20%が適用されます。**
- 3 毎年、自動的に更新されます。**
保険期間は1年間です。特にお申出のない場合、前年同様のご加入内容で自動的に更新されますので、ご継続を忘れる心配がありません。
<自動継続の取扱いについて>
●前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)
- 4 加入手続きは簡単。医師の診査は必要ありません。**
健康状況についての簡単な自己告知をいただくだけです。
- 5 ご家族もご加入できます。**
- 6 被保険者が74才まで継続可能です。**
(退職後はOB団体に移行した場合、79才までご加入いただけます)
- 7 オプションで親介護補償を選択できます。(詳細は39ページに記載)**
- 8 生活サポートサービスをセット**
健康・医療・介護などに関するご相談や、税務・暮らしのトラブルに関するご相談を通話無料でお受けする、生活サポートサービスが利用できます。

定期医療保険のお手続きが、会社だけではなく、ご自宅のパソコンでいつでもできます!

画面の流れに沿って、簡単にお手続きができます。
インターネットでお手続きいただいた場合は、**加入申込票のご提出が「不要」**です。

時間ができたから、いま手続きしよう!

休日に、ゆっくり手続きしよう!



家でじっくり検討したいな!

家族と相談しながら手続きしよう!

お手続きにあたって

NEXCO保険サービスのホームページへアクセス!
<https://www.nexco-hoken.co.jp>

NEXCO保険サービス

検索

1. ご勤務先をクリックするとトップページが開きます。
2. [試算・お手続きはこちら](#) をクリックしてください。
3. IDとパスワードを入力して、画面に従ってお手続きをおすすめください。

ご利用条件

- 利用時間
7:00~26:30

推奨環境	端末	OS	ブラウザ
	パソコン	Windows 8.1(2023.1まで)/10/11 Mac 10.15	Microsoft Edge、Google Chrome Safari
	スマートフォン	iOS 11/12/13/14/15 Android 5.1/6.0/7.0/8.0/9.0/11.0/12.0	Safari Google Chrome
	タブレット	iOS 11/12/13/14 Android 5.1/6.0/7.0/8.0/9.0	Safari Google Chrome

Webのお手続きにつきましてはP53~P57をご覧ください。

保険期間……………令和7年6月16日午後4時から1年間
給与控除開始……………令和7年8月分給与より

補償内容



疾病入院保険金

病気で入院をしたときに、1日目から保険金をお支払いします。
※1回の入院について120日を限度とします。



疾病手術保険金

病気で手術をしたときに、保険金をお支払いします。(疾病入院保険金日額の20倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)。)



疾病放射線治療保険金

病気で放射線治療を受けたときに、保険金をお支払いします。
(疾病入院保険金日額の10倍)



先進医療費用保険金

病気やケガで日本国内において先進医療を受けたときに、保険金をお支払いします。

保険料(月払)

基本補償		Aセット	Bセット	Cセット
疾病入院保険金日額(1日あたり)		5,000 円	10,000 円	15,000 円
疾病手術 保 険 金	入院中の手術	疾病入院保険金日額の20倍の額		
	入院中以外の手術	疾病入院保険金日額の5倍の額		
疾病放射線治療保険金		疾病入院保険金日額の10倍の額		
先進医療費用保険金額		1,000 万円		
保 険 料 (月 払)	生後15日 - 4才	580 円	1,100 円	1,620 円
	5 - 9才	450 円	840 円	1,230 円
	10 - 14才	250 円	440 円	630 円
	15 - 19才	270 円	480 円	690 円
	20 - 24才	410 円	760 円	1,110 円
	25 - 29才	590 円	1,120 円	1,650 円
	30 - 34才	750 円	1,440 円	2,130 円
	35 - 39才	780 円	1,500 円	2,210 円
	40 - 44才	790 円	1,510 円	2,240 円
	45 - 49才	990 円	1,920 円	2,850 円
	50 - 54才	1,330 円	2,600 円	3,860 円
	55 - 59才	1,870 円	3,680 円	5,490 円
	60 - 64才	2,740 円	5,420 円	8,100 円
	65 - 69才	4,220 円	8,390 円	12,550 円
	70 - 74才	6,180 円	12,300 円	18,420 円

◎年令は保険始期(令和7年6月16日)時点での満年令となります。
◎前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。



定期医療保険 (親介護補償) (団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

商品内容のご説明

Webでのお手続きになります!

下記内容は、保険の特徴を説明したものです。詳細はパンフレット「定期医療保険 ご加入のご案内」をご覧ください。

親介護補償の特徴

- 1 要介護状態※が180日を超えて継続した場合、**親介護一時金の全額を一時金としてお支払いします。**

※要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

- 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態
- 上記以外で特約記載の所定の状態に該当した場合

- 2 親御様は、**親介護補償 (オプション) のみにご加入いただくことも可能**です。

- 親御様の基本補償部分へのご加入、同居の有無は問いません。
- 基本補償にご加入いただく被保険者の親御様を補償の対象者とすることができます。

- 3 親御様は、**満89才まで**にご加入いただけます。

- 健康状態に関する質問にご回答いただくだけでご加入いただけます。(基本補償にご加入の被保険者ご本人に代理でご署名いただけます。)



補償内容



親介護一時金

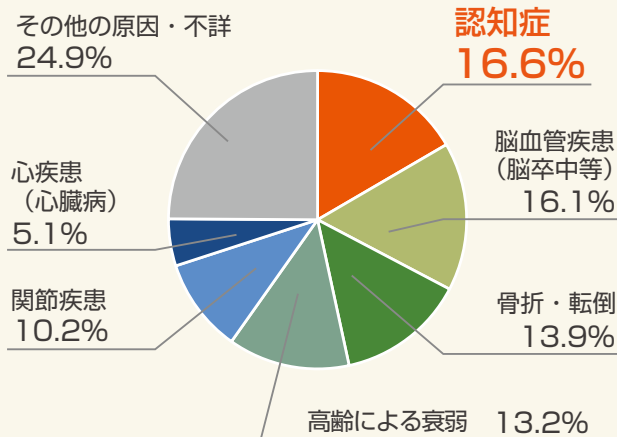
介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。
要介護状態※が180日を超えて継続した場合に、保険金をお支払いします。
※公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合、または特約記載の所定の状態に該当した場合に限ります。

要介護状態になる原因は？

第1位は「認知症」です。
脳血管疾患、骨折・転倒、関節疾患などで、介護が必要な高齢者も増えています。



介護が必要になった原因



厚生労働省「国民生活基礎調査」2022年から作成

保険料 (月払)

親介護補償		Pセット
親介護一時金額		200 万円
親御様1名あたり保険料 (月払)	20 - 39才	10 円
	40 - 44才	10 円
	45 - 49才	30 円
	50 - 54才	60 円
	55 - 59才	140 円
	60 - 64才	300 円
	65 - 69才	670 円
	70 - 74才	1,480 円
親御様のご年齢	75 - 79才	3,180 円
	80 - 84才	8,060 円
	85 - 89才	16,890 円

◎年齢は保険始期(令和7年6月16日)時点での満年齢となります。
◎前年度でご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

(注)この特約の被保険者は、基本補償部分の被保険者の親(姻族を含みます。)*で、最大2名まで加入できます。ただし、「健康状況告知書質問事項」に該当された場合は、ご加入のお引受はできません。

団体割引
20%

Webのお手続きにつきましてはP53～P57をご覧ください。

保険期間……………令和7年6月16日午後4時から1年間
給与控除開始……………令和7年8月分給与より

親御様の介護に
備えるための
オプションです



親介護補償 (Pセット) のすすめ

親御様と一緒に暮らしている方、
離れて暮らしている方…
いろいろな思いを馳せるあなたに!

オプション特約

親介護一時金支払特約

親介護一時金

超高齢社会到来!!

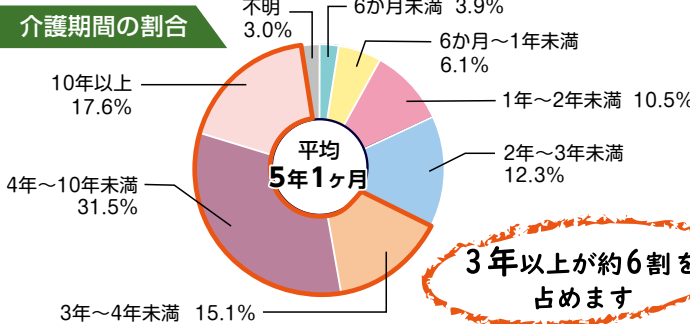
もし親御様に介護が必要になったら…

データで見る介護のリスク

介護にかかる期間・費用は？

介護期間が長期にわたると、経済的な負担も重くのしかかってきます。

介護期間の割合



平均
5年1ヶ月

3年以上が約6割を
占めます

介護にかかる費用

一時的にかかる費用
(介護ベッドの購入など) **平均 74 万円**

毎月かかる費用 **平均 8.3 万円**

例えば (一時費用) (月々の費用)
74万円 + 8.3万円 × 4年7ヶ月
= **530.5 万円**

生命保険文化センター
「生命保険に関する全国実態調査」/令和3年度から作成



基本補償へのご加入にプラスして

オプション

親介護
一時金支払特約

Pセット に加入しましょう

ポイント
1

親御様を
補償するセットです

- 基本補償にご加入いただく被保険者の親御様(姻族を含みます。)*を最大2名まで補償の対象者とすることができます。
- 親御様の基本補償へのご加入、同居の有無は問いません。

ポイント
2

親御様は、
満89才まで
加入可能です

- 健康状態に関する質問にご回答いただくだけでご加入いただけます。(基本補償にご加入いただく被保険者ご本人に代理でご回答いただけます。)

ポイント
3

要介護状態が
180日を超えた場合、
200万円を
一時金として
お支払いします

- 要介護状態とは、公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態、またはそれ以外で特約記載の所定の状態に該当した場合をいいます。

お問い合わせ

代理店・扱者

株式会社 NEXCO保険サービス

〒102-0084 東京都千代田区二番町3-4 麹町御幸ビル
TEL.(03)5210-5573 FAX.(03)5210-5566
(受付時間：平日の午前9時から午後5時30分まで)

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

公務第一部営業第二課 担当：大窪、柳井
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL.(03)3259-6681 FAX.(03)3259-7213

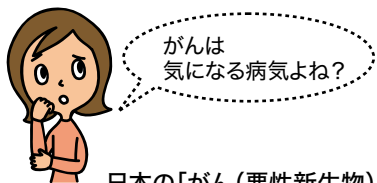
B24-901794 承認年月：2025年1月

●がん補償の特長

- 団体割引20%・損害率による割引25%が適用されます。
- 満89歳までご加入いただけます。
- 「上皮内新生物」・「白血病」も補償対象になります。
- 入院保険金は1日目から支払日数の制限なく補償します。
- 手術保険金は、何回でもお受取りになれます。(手術の種類によっては回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。)
- 20日以上継続して入院したときには、入院前や退院後の通院日数に対し、通院保険金をお支払いします。(1回の継続入院の原因となったがんの治療のための通院について45日が限度となります。)

在職中の上乗せ加入にも!!

もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。



日本の「がん(悪性新生物)」の
総患者数は、約465万人！

主ながん(悪性新生物)の患者数 (単位:万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	28.1	18.7	9.5
結腸および直腸	32.4	16.8	15.6
肝および肝内胆管	8.9	6.2	2.7
気管、気管支および肺	32.8	19.5	13.4
乳房	83.8	0.6	83.2

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおそ2人に1人が
がんと診断されるといわれています。

さらに 心配なのは、医療費！

医療費・自己負担額の例

(胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額	176,620円
差額ベッド代他	133,000円
合計	約30.9万円

※70歳未満、月収27万円以上51.5万円未満の例
※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合
(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター
「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに
東京海上日動にて作成

だから まとまった資金の準備ができると安心です。

新規に
ご加入の方

「お手続きサイト」にて
すぐにお手続きできます。



※加入手続き後に、メールアドレスを
登録いただきます。

契約内容を
変更して更新
される方

画面でメールアドレスを
登録します。

登録したメールアドレスで、
アクセス用URL・ログイン用IDと
パスワードメールを受信します。

メール記載のURLをクリック。
お手続きを開始します。

契約内容を
変更せず更新
される方

特段のご加入手続きは
不要です。

＜ご注意＞
現在ご加入の方につきましては、表紙記載の申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、「お手続きサイト」掲載の補償内容・保険料等にて、保険会社 に保険契約を申し込みます。

詳細の手続きはP.55をご参照ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット



受付時間*1：24時間365日

☎ 0120-708-110

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、
電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みにも、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット



受付時間：
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

☎ 0120-428-834

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談
に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご
紹介します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住みリフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

・デイリーサポート

自動セット



法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間：
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

☎ 0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく
電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる
場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

ご加入タイプと保険金額・保険料表

ご加入タイプ		
	本人型	夫婦型 家族型
被保険者1名あたりの補償金額	デラックスタイプ (Dタイプ)	スタンダードタイプ (Sタイプ)
がん診断保険金額*1	200万円	100万円
がん入院保険金日額 (1日あたり)	15,000円	10,000円
がん手術保険金額 (手術の種類により)*2	60・30・15万円	40・20・10万円
がん通院保険金日額 (1日あたり)*3	10,000円	10,000円
がん葬祭費用保険金額 (限度額)*4	100万円	100万円

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

*2 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

*3 1回の継続入院の原因となったがんの治療のための通院について45日を限度とします。

*4 がん葬祭費用保険金は「夫婦型・家族型」を選択した場合でも本人のみが補償の対象となります。実際に負担した費用の範囲内で、保険金額を限度にお支払いします。

※ 保険金をお支払いする主な場合については、パンフレット記載の「補償の概要等」をご確認ください。

月払保険料表(本人型)【保険期間:1年、団体割引:20%、損害率による割引:25%】

保険の対象となる方(被保険者)本人の年齢および生年月日 ※団体契約の始期日時点での満年齢ごとに保険料が変わります。			本人型 月払保険料(円)	
			デラックスタイプ (1Dタイプ)	スタンダードタイプ (1Sタイプ)
年齢	生年月日			
15～19歳	平成17年6月17日	～平成22年6月16日	250	130
20～24歳	平成12年6月17日	～平成17年6月16日	180	110
25～29歳	平成7年6月17日	～平成12年6月16日	340	200
30～34歳	平成2年6月17日	～平成7年6月16日	650	390
35～39歳	昭和60年6月17日	～平成2年6月16日	950	580
40～44歳	昭和55年6月17日	～昭和60年6月16日	1,410	870
45～49歳	昭和50年6月17日	～昭和55年6月16日	2,040	1,250
50～54歳	昭和45年6月17日	～昭和50年6月16日	2,990	1,840
55～59歳	昭和40年6月17日	～昭和45年6月16日	4,660	2,860
60～64歳	昭和35年6月17日	～昭和40年6月16日	7,000	4,320
65～69歳	昭和30年6月17日	～昭和35年6月16日	9,640	5,940
70～74歳	昭和25年6月17日	～昭和30年6月16日	12,300	7,640
75～79歳	昭和20年6月17日	～昭和25年6月16日	14,830	9,210
80～84歳	昭和15年6月17日	～昭和20年6月16日	17,320	10,740
85～89歳	昭和10年6月17日	～昭和15年6月16日	19,530	12,100

ご注意

※ご加入口数は1口のみです。

※ご加入は満89歳までとなります。満90歳以上の方はご加入できません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(保険期間の初日時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

※家族型の場合、お子様の人数は何人でも保険料は同じです。

被保険者の範囲について

被保険者	本人型	夫婦型	家族型
ご本人*1	○	○	○
ご本人*1の配偶者*2	×	○	○
ご本人*1のお子様*3	×	×	○

【ご注意】本人型以外を選択した場合であっても、がん葬祭費用についてはご本人*1のみが補償の対象となります。

〈保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1の年齢*4条件〉

	年齢*4	被保険者ご本人*1としてご加入いただける方
本人型	満5歳以上満89歳以下	①一般財団法人 道路厚生会の会員 ②上記①の家族 (1)配偶者、お子様、 ご両親、ご兄弟 (2)上記①と同居されて いる親族の方
夫婦型・ 家族型	男性:満18歳以上満89歳以下 女性:満16歳以上満89歳以下 ※ご本人*1の年齢*4が満89歳を超えた場合は、配偶者*2、 お子様*3についても、その年齢*4にかかわらず、更新のお 取扱いはできませんので、ご 了承ください。	一般財団法人 道路厚生会の会員

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1)配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります)。

①婚姻意思*5を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2)親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。

*5 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

月払保険料表(夫婦型・家族型)【保険期間:1年、団体割引:20%、損害率による割引:25%】

保険の対象となる方 (被保険者) 本人の年齢	夫婦型 月払保険料(円)		家族型 月払保険料(円)	
	デラックスタイプ (2Dタイプ)	スタンダードタイプ (2Sタイプ)	デラックスタイプ (3Dタイプ)	スタンダードタイプ (3Sタイプ)
15～19歳	490	250	930	490
20～24歳	350	210	790	450
25～29歳	670	390	1,110	630
30～34歳	1,280	760	1,720	1,000
35～39歳	1,870	1,130	2,310	1,370
40～44歳	2,760	1,680	3,200	1,920
45～49歳	3,980	2,400	4,420	2,640
50～54歳	5,800	3,500	6,240	3,740
55～59歳	9,010	5,410	9,450	5,650
60～64歳	13,540	8,180	13,980	8,420
65～69歳	18,610	11,210	19,050	11,450
70～74歳	23,640	14,320	24,080	14,560
75～79歳	28,370	17,130	28,810	17,370
80～84歳	33,020	19,860	33,460	20,100
85～89歳	37,120	22,260	37,560	22,500

保険期間の途中での保険金額(ご契約金額)の増額はできません。
タイプ変更をご希望の場合は代理店までお問い合わせください。

このチラシは団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

<取扱代理店>

株式会社 NEXCO保険サービス

〒102-0084 東京都千代田区二番町3-4 麹町御幸ビル2F

TEL:03-5210-5573 FAX:03-5210-5566

(受付時間:平日の午前9時から午後5時30分まで)

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社

担当課:公務第一部 公務第一課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL:03-3515-4122



2025年1月作成
24T-001958

傷害総合保険にご加入の皆さまへ

●2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償特約の補償内容、ホールインワン・アルパトロス費用補償特約およびゴルフ中のみの傷害危険補償特約の保険料の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

●更新に際し、必ず本パンフレットおよびインターネットのWEB手続きサービス画面より重要事項等説明書をお読みいただき、お申込みくださるようお願いします。

●傷害保険グループ(傷害総合保険)

特長

●24時間、国内、国外、業務上、業務外を問わず急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。

●入院、通院1日目から保険金をお支払いします。通院は1事故90日まで補償、入院は1,000日までのロング補償！

●ご家族全員の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが対象となります(家族向けコースの場合)。

●思わぬときの個人賠償責任補償セットタイプもご用意しています(国内外での事故を補償)。

●天災危険(地震、噴火またはこれらによる津波)によるケガも補償！(天災危険補償特約セットの場合)

●居住する住宅外で携行している被保険者所有の身の回り品を補償します。(携行品損害特約セットの場合)

●事故により緊急な捜索・救助活動が必要となった場合等にご家族が負担した費用を補償。(救援者費用特約セットの場合)

こんな時お役に立ちます

●傷害事故

日本国内・国外を問わずケガが対象となります。



階段で転倒しケガ



車にはねられてケガ



料理中にヤケド



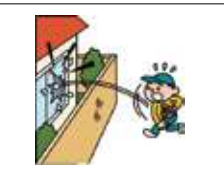
スポーツ中にケガ

●個人賠償責任

日本国内・国外で本人およびそのご家族の方が、日常生活において法律上の賠償責任を負ったときに対象となります。ただし、自動車事故は対象となりません。



自転車では他人にケガをさせた
(注)2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。



子供が他人の家のガラスを割った



階下(他人の家)に水漏れを出した



お店の商品を壊してしまった

●天災危険補償特約セット(A4・A4N・B4N・B4)



地震でケガ

※天災危険補償特約とは…天災事故(地震、噴火またはこれらによる津波)が原因で生じた傷害事故に対して、保険金をお支払いする特約です。(賠償事故の場合はお支払いの対象となりません。)

保険料と保険金額

(保険期間:1年間、職種級別:A級 A4、A4N、B4N、B4は天災危険補償特約セット)
団体割引:20%、メリット割引:15%

1.傷害総合保険(家族向けコース)

被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。

タイプ	A1	A1N	A2	A2N	A3	A3N	A4	A4N
月払保険料	1,970円	1,850円	2,950円	2,830円	3,910円	3,790円	2,460円	2,340円
死亡・後遺障害保険金額	52万円		119.2万円		80万円		113万円	
入院保険金日額	2,700円		3,900円		5,300円		2,500円	
通院保険金日額	1,500円		2,200円		3,200円		1,750円	
個人賠償責任保険金額	1億円	なし	1億円	なし	1億円	なし	1億円	なし

★手術保険金

入院中に受けた手術:入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術:入院保険金日額の5倍

(注)被保険者1名あたりの保険金額となります。本人、配偶者、その他親族とともに同内容の補償となります。

個人賠償責任補償特約について、保険金額は1家族につき上記個人賠償責任保険金額を限度とします。

2.傷害総合保険(個人向けコース)

タイプ	B1	B1N	B2	B2N	B3	B3N	B4	B4N
月払保険料	570円	450円	1,110円	990円	1,650円	1,530円	900円	780円
死亡・後遺障害保険金額	52万円		70万円		240万円		100万円	
入院保険金日額	2,450円		4,800円		7,300円		3,200円	
通院保険金日額	1,250円		3,000円		4,200円		2,100円	
個人賠償責任保険金額	1億円	なし	1億円	なし	1億円	なし	1億円	なし

携行品損害補償
救援者費用補償
セットプラン

タイプ	B5	B5N	B6	B6N	B7	B8
月払保険料	470円	410円	900円	830円	480円	1,070円
死亡・後遺障害保険金額	84万円		250万円		130万円	358万円
入院保険金日額	1,500円		2,800円		1,300円	3,580円
通院保険金日額	850円		1,800円		650円	1,790円
個人賠償責任保険金額	100万円	なし	300万円	なし	1,000万円	8,000万円
携行品損害	10万円		10万円		10万円	10万円
救援者費用	150万円		150万円		なし	なし

●携行品損害補償



レジャー中にカメラを破損

●救援者費用補償



捜索・救助活動に要した費用

★手術保険金

入院中に受けた手術:入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術:入院保険金日額の5倍

(注1)個人補償向けコースの場合でも個人賠償責任の対象はご家族全員です。

保険金額は1家族につき上記個人賠償責任保険金額を限度とします。

(注2)携行品損害補償特約は、自己負担額が1事故につき3,000円です。

●交通傷害グループ(・交通傷害コース(注))

(注)正式名称は、交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険です。(以下同様とします。)

特長

●24時間、国内、国外、業務中、業務外を問わず交通事故によるケガを補償します。

●入院、通院1日目から保険金をお支払いします。通院は1事故90日まで補償、入院は1,000日までのロング補償！

●思わぬときの個人賠償責任補償セットタイプもご用意しています(国内外での事故を補償)。

こんな時お役に立ちます

●交通事故

日本国内・国外を問わず、交通事故によるケガなどが対象となります。



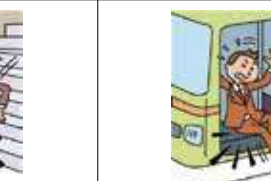
車が衝突してケガ



バイクで転倒してケガ



駅の改札口に入ってから、改札口を出るまでの間のケガ



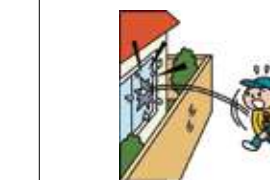
バスのステップでケガ

●個人賠償責任

日本国内・国外で本人およびそのご家族の方が、日常生活において法律上の賠償責任を負ったときに対象となります。ただし、自動車事故は対象となりません。



自転車では他人ケガをさせた
(注)2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。



子供が他人の家のガラスを割った



階下(他人の家)に水漏れを出した



お店の商品を壊してしまった

保険料と保険金額

(保険期間:1年間
団体割引:20%、メリット割引:15%)

3.交通傷害コース(個人向けコース)(正式名称:交通傷害危険のみ補償特約セット傷害総合保険)

タイプ	C1	C1N	C2	C2N	C3	C3N
月払保険料	570円	450円	1,070円	950円	1,550円	1,430円
死亡・後遺障害保険金額	45万円		620万円		1,700万円	
入院保険金日額	5,250円		9,600円		12,000円	
通院保険金日額	3,700円		6,600円		8,200円	
個人賠償責任保険金額	1億円	なし	1億円	なし	1億円	なし

★手術保険金

入院中に受けた手術:入院保険金日額の10倍 外来で受けた手術:入院保険金日額の5倍

(注1)個人向けコースの場合でも個人賠償責任の対象はご家族全員です。

保険金額は1家族につき上記個人賠償責任保険金額を限度とします。

45

46



ご注意

本パンフレットにおいて「てん補期間」を示す表現(★印箇所)については、勤務先により以下のように異なりますのでご注意ください。

- 中日本高速道路株式会社に勤務されている方
 - 西日本高速道路株式会社に勤務されている方
 - 東日本高速道路株式会社に勤務されている方……………
 - 株式会社高速道路総合技術研究所に勤務されている方
 - 日本高速道路健康保険組合に勤務されている方
 - 日本高速道路企業年金基金に勤務されている方
 - 一般財団法人道路厚生会に勤務されている方
- … てん補期間は「65才まで」です。
… てん補期間は「62才まで」です。
… てん補期間は「60才まで」です。

給料サポート保険 3つのポイント

point
1

病気やケガで働けない場合に補償

国内・国外、業務中・業務外を問わず補償します。

point
2

精神障害による就業障害も補償

躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に補償(最長24か月)

point
3

在宅療養で働けない場合も補償

入院中だけでなく、医師の指示による在宅療養・リハビリ中も補償されます。

●給料サポート保険(団体長期障害所得補償保険)とは

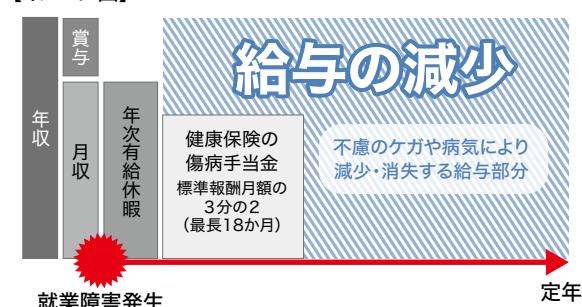
ケガや病気により長期間仕事ができなくなったとき、最長65才(★)まで、所得を補償する制度です。

(注)補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

もし長期間働けなくなったら

退職する場合、会社からの給与が失われ、社会保障給付に頼らざるを得ません。しかし、健康保険の傷病手当金給付額は標準報酬月額額の3分の2であり、その給付も18か月で終了するため、その後は原則として所得がなくなります(ただし、所定の高度障害に該当した場合には、障害厚生年金等が給付されます)。

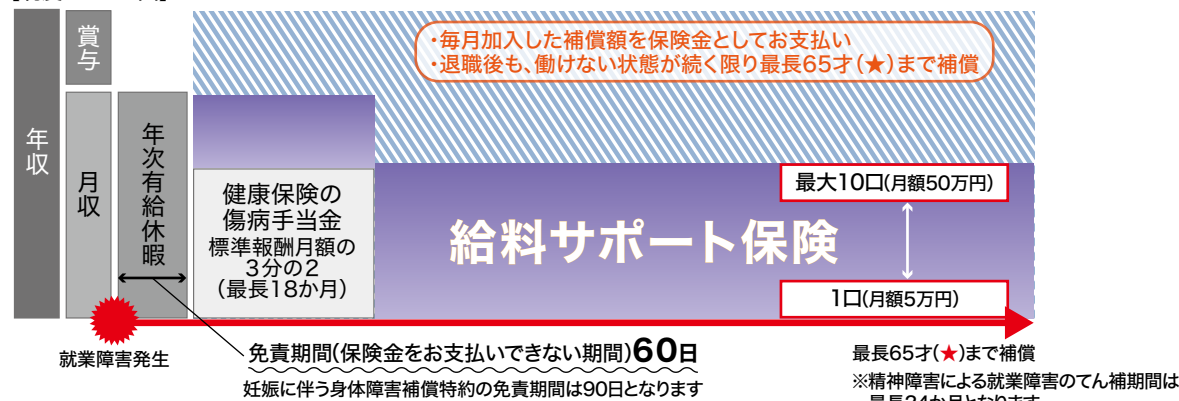
【イメージ図】



ご存知
ですか?

給料サポート保険を活用していただくことで、このように補償できます

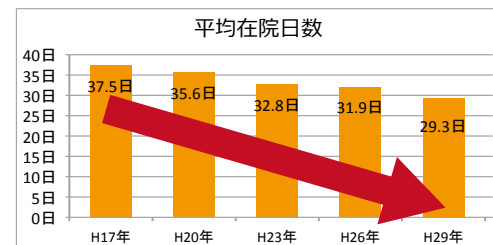
【制度イメージ図】



●データで見る!

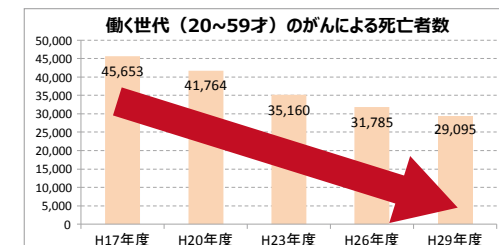
入院日数の短期化、死亡率が低下してきています。

入院日数の短期化



※厚生労働省平成17年～平成29年 患者調査より作成

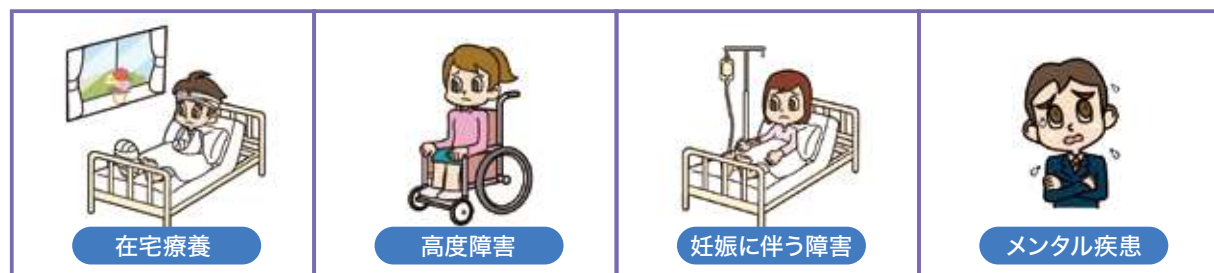
がんによる死亡者数の減少



※厚生労働省平成17年～平成29年 患者調査より作成

●事例で見る!

退院してもすぐに働けない場合があります。



もし…長期間仕事ができなくなったら

家賃・ローン
が払えない!

生活費が
足りない

子どもの養育費
が出せない

だからこそ!働けないリスクへの備えが必要です!

給料サポート保険

●こんなときにお支払いします。

A
セットの場合



30才男性

30才の時にメンタル疾患となった。自宅療養を余儀なくされたが、給料サポート保険に入っていたため、毎月20万円の保険金が2年間支払われ、十分に休職することができ、職場復帰することができた。

保険金お支払例	【月額20万円補償にご加入の場合(1口5万円×4口加入)】
保険金お支払期間	メンタル疾患による休職期間(2年2か月)－免責期間*(60日)=2年間(24か月)
保険金合計	月額20万円×24か月= 480万円

保険料は

ひと月あたり:
3,192円

B
セットの場合



40才女性

胸のしこりが気になり、精密検査を受診したところ乳がんが発見され、手術を実施。180日間の入院、その後120日間の自宅療養を経て職場復帰した。治療期間中、月々15万円の保険金が経済的な安心感をもたらし、精神的にゆとりを持って治療に専念することができた。

保険金お支払例	【月額15万円補償にご加入の場合(1口5万円×3口加入)】
保険金お支払期間	休職期間(300日)－免責期間*(60日)=240日(8か月)
保険金合計	月額15万円×8か月= 120万円

保険料は

ひと月あたり:
4,848円

※免責期間とは保険金をお支払いできない期間をいいます。
※1か月を30日として計算しています。

口数選択にあたって…

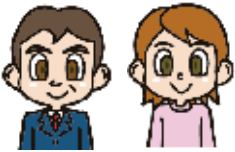
●月々いくらくらいあったら、生活していけるか？

ご検討のうえ、「**年収×50%以内**」で口数を決定してください。

<例> 傷病により給与がなくなっても、生活に必要な毎月の支出はほとんど変わりません。

【月々の給与×12カ月＋ボーナスの給与＝**500万円の場合**】
＝500万円×50%÷12＝20.8万円…

最高「4口」まで可能です。



●月払保険料表

ご希望の「口数」を「WEB申込み」にてご加入ください。
(精神障害補償特約・天災危険補償特約・妊娠に伴う身体障害補償特約セット(女性のみ))
「口数×5万円×12」が**年収の50%以内**になるように設定してください。
加入口数の上限は10口です。

■**中日本高速道路株式会社に勤務されている方**

てん補期間は**65才**に達した日まで(※)。ただし、免責期間(60日)の終了時の翌日からてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。
(※)65才に達した日とは、65才の誕生日の前日をいいます。

■**西日本高速道路株式会社に勤務されている方**

てん補期間は**満65才**の誕生日の属する月の末日まで。ただし、免責期間(60日)の終了時の翌日からてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。

- 1:保険料表の年令は、令和7年6月16日時点の満年令で見てください。
2:保険料は毎年更新時の年令群によって見直します。
3:保険料は団体割引20%を適用しています。

満年令	性別	セツ ト名	1口/ 5万円	2口/ 10万円	3口/ 15万円	4口/ 20万円	5口/ 25万円	6口/ 30万円	7口/ 35万円	8口/ 40万円	9口/ 45万円	10口/ 50万円
15～24才	男性	A	576円	1,152円	1,728円	2,304円	2,880円	3,456円	4,032円	4,608円	5,184円	5,760円
	女性	B	428円	856円	1,284円	1,712円	2,140円	2,568円	2,996円	3,424円	3,852円	4,280円
25～29才	男性	A	643円	1,286円	1,929円	2,572円	3,215円	3,858円	4,501円	5,144円	5,787円	6,430円
	女性	B	608円	1,216円	1,824円	2,432円	3,040円	3,648円	4,256円	4,864円	5,472円	6,080円
30～34才	男性	A	798円	1,596円	2,394円	3,192円	3,990円	4,788円	5,586円	6,384円	7,182円	7,980円
	女性	B	834円	1,668円	2,502円	3,336円	4,170円	5,004円	5,838円	6,672円	7,506円	8,340円
35～39才	男性	A	1,023円	2,046円	3,069円	4,092円	5,115円	6,138円	7,161円	8,184円	9,207円	10,230円
	女性	B	1,195円	2,390円	3,585円	4,780円	5,975円	7,170円	8,365円	9,560円	10,755円	11,950円
40～44才	男性	A	1,403円	2,806円	4,209円	5,612円	7,015円	8,418円	9,821円	11,224円	12,627円	14,030円
	女性	B	1,616円	3,232円	4,848円	6,464円	8,080円	9,696円	11,312円	12,928円	14,544円	16,160円
45～49才	男性	A	1,930円	3,860円	5,790円	7,720円	9,650円	11,580円	13,510円	15,440円	17,370円	19,300円
	女性	B	2,204円	4,408円	6,612円	8,816円	11,020円	13,224円	15,428円	17,632円	19,836円	22,040円
50～54才	男性	A	2,368円	4,736円	7,104円	9,472円	11,840円	14,208円	16,576円	18,944円	21,312円	23,680円
	女性	B	2,581円	5,162円	7,743円	10,324円	12,905円	15,486円	18,067円	20,648円	23,229円	25,810円
55～59才	男性	A	2,628円	5,256円	7,884円	10,512円	13,140円	15,768円	18,396円	21,024円	23,652円	26,280円
	女性	B	2,601円	5,202円	7,803円	10,404円	13,005円	15,606円	18,207円	20,808円	23,409円	26,010円
60～64才	男性	A	2,339円	4,678円	7,017円	9,356円	11,695円	14,034円	16,373円	18,712円	21,051円	23,390円
	女性	B	2,110円	4,220円	6,330円	8,440円	10,550円	12,660円	14,770円	16,880円	18,990円	21,100円

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満64才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は継続日時点の保険料率および被保険者の年令によって計算されます。
(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

●月払保険料表

ご希望の「口数」を「WEB申込み」にてご加入ください。
(精神障害補償特約・天災危険補償特約・妊娠に伴う身体障害補償特約セット(女性のみ))
「口数×5万円×12」が**年収の50%以内**になるように設定してください。
加入口数の上限は10口です。

■**東日本高速道路株式会社に勤務されている方**

てん補期間は**62才**に達した日の属する年度の末日まで(※)。ただし、免責期間(60日)の終了時の翌日からてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。
(※)62才に達した日とは、62才の誕生日の前日をいいます。

- 1:保険料表の年令は、令和7年6月16日時点の満年令で見てください。
2:保険料は毎年更新時の年令群によって見直します。
3:保険料は団体割引20%を適用しています。

満年令	性別	セツ ト名	1口/ 5万円	2口/ 10万円	3口/ 15万円	4口/ 20万円	5口/ 25万円	6口/ 30万円	7口/ 35万円	8口/ 40万円	9口/ 45万円	10口/ 50万円
15～24才	男性	C	570円	1,140円	1,710円	2,280円	2,850円	3,420円	3,990円	4,560円	5,130円	5,700円
	女性	D	422円	844円	1,266円	1,688円	2,110円	2,532円	2,954円	3,376円	3,798円	4,220円
25～29才	男性	C	633円	1,266円	1,899円	2,532円	3,165円	3,798円	4,431円	5,064円	5,697円	6,330円
	女性	D	598円	1,196円	1,794円	2,392円	2,990円	3,588円	4,186円	4,784円	5,382円	5,980円
30～34才	男性	C	781円	1,562円	2,343円	3,124円	3,905円	4,686円	5,467円	6,248円	7,029円	7,810円
	女性	D	814円	1,628円	2,442円	3,256円	4,070円	4,884円	5,698円	6,512円	7,326円	8,140円
35～39才	男性	C	992円	1,984円	2,976円	3,968円	4,960円	5,952円	6,944円	7,936円	8,928円	9,920円
	女性	D	1,152円	2,304円	3,456円	4,608円	5,760円	6,912円	8,064円	9,216円	10,368円	11,520円
40～44才	男性	C	1,334円	2,668円	4,002円	5,336円	6,670円	8,004円	9,338円	10,672円	12,006円	13,340円
	女性	D	1,517円	3,034円	4,551円	6,068円	7,585円	9,102円	10,619円	12,136円	13,653円	15,170円
45～49才	男性	C	1,772円	3,544円	5,316円	7,088円	8,860円	10,632円	12,404円	14,176円	15,948円	17,720円
	女性	D	1,989円	3,978円	5,967円	7,956円	9,945円	11,934円	13,923円	15,912円	17,901円	19,890円
50～54才	男性	C	2,021円	4,042円	6,063円	8,084円	10,105円	12,126円	14,147円	16,168円	18,189円	20,210円
	女性	D	2,155円	4,310円	6,465円	8,620円	10,775円	12,930円	15,085円	17,240円	19,395円	21,550円
55～59才	男性	C	1,811円	3,622円	5,433円	7,244円	9,055円	10,866円	12,677円	14,488円	16,299円	18,110円
	女性	D	1,741円	3,482円	5,223円	6,964円	8,705円	10,446円	12,187円	13,928円	15,669円	17,410円
60～61才	男性	C	2,339円	4,678円	7,017円	9,356円	11,695円	14,034円	16,373円	18,712円	21,051円	23,390円
	女性	D	2,110円	4,220円	6,330円	8,440円	10,550円	12,660円	14,770円	16,880円	18,990円	21,100円

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満61才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は継続日時点の保険料率および被保険者の年令によって計算されます。
(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

●月払保険料表

ご希望の「口数」を「WEB申込み」にてご加入ください。
(精神障害補償特約・天災危険補償特約・妊娠に伴う身体障害補償特約セット(女性のみ))
「口数×5万円×12」が**年収の50%以内**になるように設定してください。
加入口数の上限は10口です。

■**株式会社高速道路総合技術研究所に勤務されている方**

■**日本高速道路健康保険組合に勤務されている方**

■**日本高速道路企業年金基金に勤務されている方**

■**一般財団法人道路厚生会に勤務されている方**

てん補期間は**60才**に達した日の属する月末まで(※)。ただし、免責期間(60日)の終了時の翌日からてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。
(※)60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。

満年令	性別	セツ ト名	1口/ 5万円	2口/ 10万円	3口/ 15万円	4口/ 20万円	5口/ 25万円	6口/ 30万円	7口/ 35万円	8口/ 40万円	9口/ 45万円	10口/ 50万円
15～24才	男性	E	565円	1,130円	1,695円	2,260円	2,825円	3,390円	3,955円	4,520円	5,085円	5,650円
	女性	F	418円	836円	1,254円	1,672円	2,090円	2,508円	2,926円	3,344円	3,762円	4,180円
25～29才	男性	E	625円	1,250円	1,875円	2,500円	3,125円	3,750円	4,375円	5,000円	5,625円	6,250円
	女性	F	590円	1,180円	1,770円	2,360円	2,950円	3,540円	4,130円	4,720円	5,310円	5,900円
30～34才	男性	E	768円	1,536円	2,304円	3,072円	3,840円	4,608円	5,376円	6,144円	6,912円	7,680円
	女性	F	798円	1,596円	2,394円	3,192円	3,990円	4,788円	5,586円	6,384円	7,182円	7,980円
35～39才	男性	E	967円	1,934円	2,901円	3,868円	4,835円	5,802円	6,769円	7,736円	8,703円	9,670円
	女性	F	1,119円	2,238円	3,357円	4,476円	5,595円	6,714円	7,833円	8,952円	10,071円	11,190円
40～44才	男性	E	1,280円	2,560円	3,840円	5,120円	6,400円	7,680円	8,960円	10,240円	11,520円	12,800円
	女性	F	1,441円	2,882円	4,323円	5,764円	7,205円	8,646円	10,087円	11,528円	12,969円	14,410円
45～49才	男性	E	1,647円	3,294円	4,941円	6,588円	8,235円	9,882円	11,529円	13,176円	14,823円	16,470円
	女性	F	1,824円	3,648円	5,472円	7,296円	9,120円	10,944円	12,768円	14,592円	16,416円	18,240円
50～54才	男性	E	1,748円	3,496円	5,244円	6,992円	8,740円	10,488円	12,236円	13,984円	15,732円	17,480円
	女性	F	1,829円	3,658円	5,487円	7,316円	9,145円	10,974円	12,803円	14,632円	16,461円	18,290円
55～59才	男性	E	1,550円	3,100円	4,650円	6,200円	7,750円	9,300円	10,850円	12,400円	13,950円	15,500円
	女性	F	1,473円	2,946円	4,419円	5,892円	7,365円	8,838円	10,311円	11,784円	13,257円	14,730円

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満59才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は継続日時点の保険料率および被保険者の年令によって計算されます。
(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

■ご加入時のご注意について

健康状態告知質問事項の回答内容やWeb画面の入力事項(年令・他保険加入状況、保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によりお申し出いただけなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(注)から1年以内であれば、ご契約を解除させていただきます。また、保険期間の開始時(注)から1年を経過していても、お申し出いただけなかった事実、またはお申し出いただいた内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時(注)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除させていただきます。 (注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

■重複契約のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

■加入資格

お申込人となる方は一般財団法人道路厚生会の会員ご本人です。なお、勤務先によって、加入資格年令が以下のとおり異なりますので、ご注意ください。
(**中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社に勤務されている方**):令和7年6月16日時点の年令が**満15才から満64才以下で、告知日時点で正常に勤務されている方**。
(**東日本高速道路株式会社に勤務されている方**):令和7年6月16日時点の年令が**満15才から満61才以下で、告知日時点で正常に勤務されている方**。
(株式会社高速道路総合技術研究所・日本高速道路健康保険組合・日本高速道路企業年金基金・一般財団法人道路厚生会に勤務されている方):令和7年6月16日時点の年令が**満15才から満59才以下で、告知日時点で正常に勤務されている方**。

■他の保険契約等に関する告知義務について

他の保険契約の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項としてWeb画面に入力していただきます。正しく入力していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

■始期前発病について

保険期間の開始時(注)より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合は、保険金をお支払いできません。ただし、協定書に別の定めがある場合を除きます。

※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であっても、それが保険期間の開始時(注)よりも前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、始期前治療について協定書に定めのある場合、その規定により保険金をお支払いできることがあります。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

この保険は、一般財団法人道路厚生会を保険契約者とし、一般財団法人道路厚生会の会員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(一般財団法人道路厚生会)に交付されます。このチラシは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明・契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■この保険契約は2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っています。

●取扱代理店

株式会社NEXCO保険サービス TEL 03-5210-5573

〒102-0084 東京都千代田区二番町3-4 麹町御幸ビル2F

(受付時間:平日の午前9時から午後5時30分まで)

引受保険会社

(幹事保険会社:分担割合95%)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 公務部営業第一課 TEL 050-3460-2233

〒102-8350 東京都中央区日本橋3-5-19 (https://www.aicinissaydowa.co.jp/)

(受付時間:平日の9:00～17:00)

(非幹事保険会社:分担割合5%)

日本生命保険相互会社

損害保険商品につきましてはインターネットによるお手続きをお願いしております。
つきましては、各保険会社へのログイン方法等についてご案内いたしますのでよろしく願いたします。
なお、本制度は自動継続となっておりますので前年同条件で継続いただく場合は特段お手続きは必要ありません。
また、ログインすることにより現在のご契約内容が確認できます。
株式会社高速道路総合技術研究所の社員の方は東日本高速道路をご選択ください。

STEP 1

まず初めにNEXCO保険サービスのホームページにアクセスしてください。

<https://www.nexco-hoken.co.jp>

STEP 2

「News & Topics」にある「NEXCO現職者のみなさまへ 道路厚生会会員向け団体保険の令和7年度募集が始まりました。」(申込締切日 令和7年4月18日(金))をクリックしてください。
または、トップページにある「一般財団法人 道路厚生会 WEB募集 お手続きはこちら」のボタンをクリックしてください。

STEP 3

各保険種類のバナーをクリックすると引受保険会社の手続き画面が開きます。
※各種保険の補償内容につきましては該当ページをご参照ください。

●定期医療保険(団体総合生活補償保険)

➡ P54
三井住友海上

●道路厚生会がん保険(団体総合生活保険)

➡ P55
東京海上日動

●傷害総合保険(家族向けコース・個人向けコース) ●交通傷害コース(個人向けコース) ●ゴルフ保険

➡ P56
損保ジャパン

●給料サポート保険(団体長期障害所得補償保険)

➡ P57
あいおいニッセイ同和

※各保険会社の画面イメージは一例です。実際の画面とは異なります。

STEP 4

画面に従ってログインまたはお手続きをすすめてください。

ご注意 申込締切日を過ぎますと各保険会社へのアクセスはできなくなります。

●定期医療保険(団体総合生活補償保険)

ご利用時間:
7:00~翌2:30

1



「試算・お手続きはこちら」をクリックしてください。
※「お手続き前の注意事項」をクリックしてご一読ください。

スマートフォンからも
お手続きができます。
アクセスはこちらから



2

現職者の方(新規・継続)



ログインID・パスワードをお持ちですか?
の「はい」をクリックしてください。

3



IDは「社員番号10桁」※社員番号は10桁となりますので頭に0を付け加えてください。(例:0012345678)
パスワードは頭にアルファベットAを付け加えて生年月日を8桁で入力してください。(例:A19850616)

画面に従ってお手続きをおすすめください。

新入社員の方



ログインID・パスワードをお持ちですか?
の「いいえ」をクリックしてください。

画面に従ってお手続きをおすすめください。



ID・パスワードはご自身で設定いただき、アクセスコード入力欄には「kouseikai2025」を入力してください。

●道路厚生会がん保険(団体総合生活保険)

ご利用時間:
6:00~翌4:00

1



ご勤務先を選択ください。
東日本・中日本・西日本 高速道路株式会社

スマートフォンからも
お手続きができます。
アクセスはこちらから



2



「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「社員番号(10桁)」を入力ください。
※社員番号は**10桁**となりますので頭に**0**を付け加えてください。
(例:0012345678)

新規にご加入の方

既にご加入の方 (自動でメールアドレス画面
が開きます。)

3

お手続きサイトが開きます。

3

画面でメールアドレスを入力ください。

4

アクセス用URLとパスワードメールが届きます。

5

ログイン画面で届いたパスワードを入力します。

6

お手続きサイトが開きます。



1



リダイレクト画面が表示されますので
「はい」をクリックします。

スマートフォンからも
お手続きができます。
アクセスはこちらから



2



ログイン画面が開きますのでご勤務先をプルダウンで選択し、
社員番号(ログインID)を入力してください。
※社員番号は**8桁**となりますので頭に**0**を付け加えてください。
(例:00123456)

3



メールアドレス認証画面が開きますので
お名前(カナ)・生年月日・メールアドレスを入力し、
「メール認証」ボタンをクリックしてください。

4



認証完了通知メールが届きます。

5



認証通知メールに記載された認証コード(パスワード)を入力し、
認証ボタンをクリックしてください。

6



パスワード変更画面が開きますので、新しいパスワードを入力し、
次へをクリックしてください。

7



パスワード変更完了画面が開きますので、次へをクリックしてください。

8



未加入者画面



既加入者画面

お手続き画面が開きますので、
「お申込手続き」をクリックしてください。
※既に参加されている方は「お申込内容の確認」
ボタンでご加入内容が確認できます。

●給料サポート保険(団体長期障害所得補償保険)

PCやスマートフォンで、下記URLもしくは二次元コードを読み込んでアクセスしてください。

現職者の方

中日本・西日本高速道路に勤務されている方

<https://aioinissaydowa-ej.jp/?p=NTM5NTQzMzUw>



東日本高速道路に勤務されている方

<https://aioinissaydowa-ej.jp/?p=MjcxMDc1NDYxMQ>



その他団体(道路厚生会など)に勤務されている方

<https://aioinissaydowa-ej.jp/?p=MTQxNjIwMDIwNQ>



募集コードについて

- 中日本・西日本高速道路に勤務されている方
PLVT50676
- 東日本高速道路に勤務されている方
PLVT60678
- その他団体(道路厚生会など)に勤務されている方
PLVT70680

募集コード・ログインID・パスワードを入力します(以下の説明をご確認ください)

- ◆募集コード ●●●●●●●●●●
- ◆ログインID 社員番号(10桁)
(例: 社員番号12345678の場合→0012345678)
- ◆パスワード a+西暦生年月日
(例: 1980.1.10生まれの場合→a19800110)

新入社員の方

中日本・西日本高速道路に勤務されている方

<https://aioinissaydowa-ej.jp/OfficeSelect?p=MjQ4Mjc5MzQzOA>



東日本高速道路に勤務されている方

<https://aioinissaydowa-ej.jp/OfficeSelect?p=NDEyNTAzMTk5MQ>



その他団体(道路厚生会など)に勤務されている方

<https://aioinissaydowa-ej.jp/OfficeSelect?p=MzcwMjY4NTkwNQ>



お名前・生年月日・性別等を入力します

画面に従いメールアドレス登録し、送信メールのURLから再度ログインのうえお手続きに進みます

【ご注意ください!】

- ・ご登録いただくメールアドレスは正確に入力ください!
- ・ドメイン指定(受信拒否設定)をおこなっている場合は、必ず「@aioinissaydowa-ej.jp」からのメールを受信可に設定変更ください。
- ★メールアドレスに入力間違いや受信制限があると手続きを進めることができなくなります!

Memo

自動車保険・火災保険

商品内容のご説明

保険期間……………**随時**
給与控除開始……………保険始期日の2か月後給与より

●NEXCOグループ団体扱自動車保険・火災保険のご案内

自動車保険

…**自動車事故に備えて**

バイクもOK!

**大口団体扱割引率
25%適用**



個人用自動車保険(THE クルマの保険)

THE クルマの保険

お客さまとご家族のカーライフを応援する「安心で」「やさしい」自動車保険です。
充実した補償のご提供はもちろん、すべてのご契約において、ロードアシスタンスが受けられます。

一般自動車保険 SGP

「総合型自動車保険」をコンセプトとした自動車保険で、オーダーメイド設計が可能です。
すべてのご契約において、ロードアシスタンスが受けられます。

火災保険

…**住宅、家財の災害に備えて**

THE 住宅火災保険 **THE** 家財火災保険

**団体扱
大口割引率
10%適用**



個人用火災総合保険

住宅の建物・家財を対象とした保険です。火災の他、爆発、風水害、破損事故など、様々な災害を補償する、住宅・家財の総合保険です。各種特約により、日常の家庭生活における様々なリスクに対する補償をセットすることができます。

地震保険

地震・噴火またはこれらによる津波による建物・家財の焼失、損壊等を補償します。
地震保険単独でご契約をすることはできません。(個人用火災総合保険とセットでご加入ください。)

メリット
1

保険料が割安です!

この団体扱自動車保険・火災保険は、NEXCOグループの団体扱割引率が適用されますので、大変割安な保険料でご加入いただけます。

メリット
2

保険料はキャッシュレス!

保険料のお支払いは、保険始期月の2か月後からの給与控除となりますので、保険料お支払いの手間がかりません。
申込時に現金は不要です。

メリット
3

ご家族の自動車やお住まい、家財も“団体扱”で加入できます!

次の方々が所有・使用する自動車やお住まい、家財は団体扱でご加入できます。

	自動車保険	火災保険
①契約者	○	○
②契約者の配偶者※	○	○
③契約者もしくはその配偶者の同居の親族	○	○
④契約者もしくはその配偶者の別居の扶養親族	○	○
⑤契約者もしくはその配偶者の別居の非扶養親族 (ただし、①から④までに掲げる方が保険の対象を共有または使用している場合にすぎます。)	×	○

※内縁の相手方および同性パートナーを含みます。以下同様とします。

こちらまで
お電話ください!

NEXCO保険サービス

TEL **自動車 03-5210-5571**
火災 03-5210-5573

- このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容は取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。
- 団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店または損保ジャパン営業店にお問い合わせください。
- 自動車保険団体扱割引率25%は、保険期間令和6年10月1日～令和7年10月1日のご契約に適用されます。
- 自動車保険団体扱割引率は、NEXCOグループ団体扱自動車保険の「ご契約台数」および「損害率」に応じて毎年算出され変動する場合があります。
- 火災保険団体扱大口割引率10%は、保険始期が令和7年1月1日以降のご契約に適用されます。
- 火災保険団体扱大口割引率10%は、NEXCOグループ団体扱火災保険の「ご契約件数」に応じて毎年算出され変動する場合があります。

〈引受保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社

営業開発部第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.03-3349-3322

受付時間：午前9時～午後5時(土・日・祝祭日・年末年始を除きます)

〈取扱代理店〉

株式会社NEXCO保険サービス

〒102-0084 東京都千代田区二番町3-4 麹町御幸ビル

受付時間：午前9時～午後5時30分

(土・日・祝祭日・年末年始を除きます)

NEXCO保険

検 索

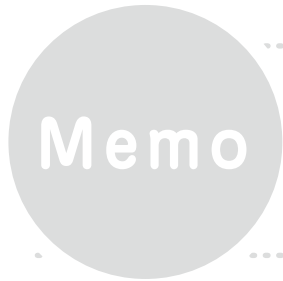
<http://www.nexco-hoken.co.jp/>

(SJ24-12673 2025/01/07)

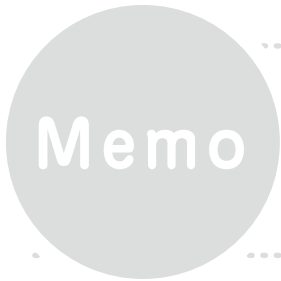
私の加入計画

例) は22歳のモデルプラン

商品名	保障額	月払保険料
グループ保険	例) 600万円 万円	円
3大疾病保険	例) 100万円 万円	円
積立式年金プラン	例) Aコース5口 5,000円 円	円
終身医療保険 セルフガードⅡ(入院保障保険(終身型 09))	例) 日額5,000円 円	円
定期医療保険	例) 日額5,000円 円	円
特約 親介護保険	円	円
がん保険	円	円
傷害保険	例) B2型 型	円
給料サポート保険	例) 2口 10万円 万円	円
合計		円



A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page below the 'Memo' header.



A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page below the 'Memo' header.